

中国データ関連法制度が成熟に向かう 2022年

——規制動向のまとめ及び今後の動向の予測

A Tribute to 2022, Year of Maturity for Data Compliance:
Regulatory Activity Summary and Trend Forecast





本レポートは、2021年の総括、今後の動向の予測の2つのパートからなる。このうち、Part1「2021年の総括」においては、2021年におけるデータコンプライアンスに係る規制要件と企業における実務対応の要点を整理し、Part2「今後の動向の予測」においては、データ国外移転安全審査、プラットフォーム管理、重要データ識別等の2022年における重点規制内容を予測している。本レポートが日系企業における対応の一助となれば幸いである。



目次

Part 1 2021年の総括

- 1.1 データコンプライアンスに関する法的枠組みの整備
- 1.2 データコンプライアンスに関する法的枠組みの構成
- 1.3 企業が講じるべき対応
- 1.4 アプリ等に対する取締りの強化により、企業は定期的な自己点検が必要に
- 1.5 企業におけるデータ資産の見える化及びデータライフサイクル 全般にわたるデータ保護施策が推進
- 1.6 フロントエンドのコンプライアンスだけでなく、バックエンドのコン プライアンスも重要に
- 1.7 データの分類・等級付け管理及びアクセス権限の設定が焦点に
- 1.8 個人情報保護影響評価の受容と関連ガイドラインの登場
- 1.9 新時代を迎えたサイバーセキュリティ等級保護
- 1.10 顔認識に関する法的規制と法執行の動向
- 1.11 個人情報主体による権利行使制度の構築が浸透
- 1.12 自動車等の業界が重点規制対象に
- 1.13 サイバーセキュリティ審査: 重要情報インフラ運営者からインター ネットプラットフォーム運営者まで、国外上場企業が審査の重点
- 1.14 求められるアルゴリズムの透明性:アルゴリズム推薦サービスに関する届出制度の試行



目次

Part 2 今後の動向の予測

- 2.1 重要データの識別に関する国家標準とリストの順次確立
- 2.2 データ越境安全審査と申告手続の整備
- 2.3 重要情報インフラの認定基準の明確化
- 2.4 より際立つプラットフォーム規制の重点
- 2.5 内部監査と外部監査
- 2.6 グループ内外でのデータの共有に関する規則とメカニズムの整備
- 2.7 特別な業界におけるデータ取扱要件の詳細化
- 2.8 サイバーセキュリティ審査制度の運用性が向上
- 2.9 企業のアルゴリズム管理と解釈可能性の持続的な向上
- 2.10 個人情報保護に関する訴訟が大幅に増加
- 2.11 独立した第三者による監督が徐々に効果を発揮
- 2.12 データコンプライアンス人材の需要が急増
- 2.13 データ越境に係る標準契約は年内公表の見込み データポータビリティ権行使規則もさらに明確化
- 2.14「個別の同意」取得という難題に解消の兆し
- 2.15 未成年者の識別制度及び児童監護者の本人認証制度について、 新たな解決策の提示が期待される
- 2.16 新技術や新応用分野(NFT、ブロックチェーン等)でのデータコン プライアンスに関する新たな問題の出現
- 2.17 他国による差別的な禁止又は制限措置に対する対等な対抗措 置の実施
- 2.18 ユーザーの個人情報だけでなく、従業員や提携先の連絡担当者の個人情報も保護の対象に

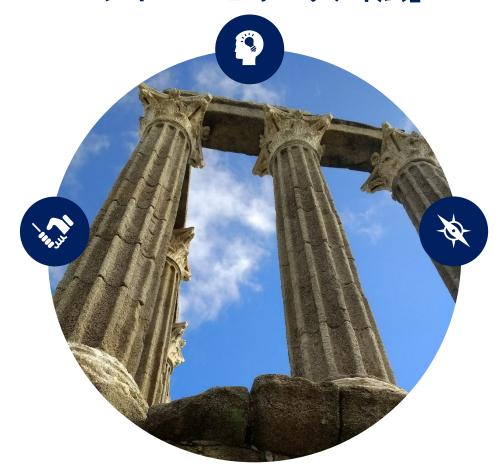




1.1データコンプライアンスに関する法的枠組み の整備

「サイバーセキュリティ法」

データセキュリティ法



「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」(以下、「サイバーセキュリティ法」という)が施行された2017年が「中 国のデータコンプライアンスの元年」だとすれば、中華人民共和国データセキュリティ法」(以下、「データセキュリ ティ法」という)と「中華人民共和国個人情報保護法」(以下、「個人情報保護法」という)が成立・施行された2021 年は間違いなく、中国のデータコンプライアンス上の新たな一里塚であるといえるだろう。「サイバーセキュリティ 法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」は、中国のデータコンプライアンスに関する法的枠組みを支え る三本柱とも言うべきものであり、それぞれサイバーセキュリティ、データセキュリティ、個人情報保護における基 本的な指針や規制上の要件を示している。

「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」の成立及び施行に伴い、各立法機関、規制当局によって、関連する 実務運用上の要求が相次いで公布されている(例えば、2022年1月4日にも「サイバーセキュリティ審査弁法」が 正式公布された)ほか、各関連業界、分野にフォーカスした規定も次々と公布され、データライフサイクルの各段 階について従来よりも厳しい要求が示されている。また、実務における指針となる複数の関連法令及び国家標準 のパブリックコメントも実施されており、これらは近いうちに正式公布される見込みである。以上からわかるように、 中国ではデータコンプライアンスに関する法体系が段階的に構築されつつあり、企業は関連法令に基づく義務を 適切に履行することが求められている。



1.2データコンプライアンスに関する法的枠組み の構成

「サイバーセキュリティ審査弁法」

「重要情報インフラ安全保護条例」

「サイバーセキュリティ等級保護条例(意見

「サイバーセキュリティ等級保護実施ガイド

「国家サイバーセキュリティ検査操作ガイド

「国家サイバーセキュリティ緊急対応策」

「ネットワーク情報内容生態管理規定」

「ネットワークデータ安全管理条例(意見募

「データセキュリティ管理弁法(意見募集

「データ越境安全評価弁法(意見募集稿)」

「情報安全技術 データ越境安全評価ガイド ライン(意見募集稿)」

_____ 「情報安全技術 ビッグデータ安全管理ガイ

「情報安全技術 重要データ識別ガイドライ

「アプリ個人情報違法収集・使用行為認定

「よく見られるモバイルインターネットアプリが 必要とする個人情報の範囲に関する規定」

「児童個人情報ネットワーク保護規定」

「個人情報越境安全評価弁法(意見募集稿)」

「情報安全技術 個人情報安全規範」

「サイバーセキュリティ法」

サイバース ペースの安全

データの安全

「データセキュリティ法」

3

3

個人情報の保護

环球律师事务所 GLOBAL LAW OFFICE 中国のデータコンプライアンスに関 する法的枠組みは、「3+3+N」の形 で構成されている。

前述のとおり、中国のデータコンプ ライアンスに関する法的枠組みを支 えているのは、「サイバーセキュリ ティ法」、「データセキュリティ法」、 「個人情報保護法」という「3」本の柱 である。これら3件の法律の制定の 目的の1つとして挙げられている最 重要概念が「サイバースペースの 安全」、「データの安全」、「個人情 報法の保護」の「3」つであり、それら を実現・実践するための具体的な 方法として、「N」件の法令が公布・ 施行される。ゆえに「3+3+N」という わけである。



1.3企業が講じるべき対応

データ資産の把握とデータ取扱いの合法性の 事前検証

データライフサイクルの各ステージにおける要求の遵守 合法的にデータを取扱うための条件の整理、検証 データの識別



データフロー

内部制度・手続の制定

内部管理制度及び操作規定 違法な操作に対する内部懲戒制度



ald

第三者が関わってくる場合の留意事項の確認

委託契約にデータ保護条項を盛り込む データ取扱契約の締結 ネットワーク製品及びサービス購入時にサイ バーセキュリティ審査を受ける 第三者サプライヤーに対するバックグラウンド調 **香及びモニタリング**



個人情報保護影響評価 重要データ取扱活動リスク評価 データ越境リスク自己評価

域外上場するデータ取扱者によるデータセキュリ ティ自己評価

国外上場する重要情報インフラ運営者による調達 活動についての自己評価

国外上場するインターネットプラットフォーム運営 者による安全性及び掌握する個人情報量につい ての自己評価

研修、外部への表明及び能力の向上

安全教育及び研修の定期的な実施 緊急対応訓練の定期的な実施 コンプライアンス能力の外部への表明



hid

担当部署及び責任者の設置

個人情報保護責任者

サイバーセキュリティ等級保護業務責任者

サイバーセキュリティ管理責任者

データセキュリティ責任者(営利目的で重要データ を収集する場合)

セキュリティ管理専任部署及び責任者(重要情報イ ンフラ運営者のみ)

外部向けポリシー・声明の作成

中国国内向けポリシーと海外向けポリシーを別 個に作成するか

hid それとも中国国内・海外を問わず同一のポリ シーを用いるか

個人による権利行使制度の構築

プライバシー保護の方法、同意取得手続の明確

|ad| 個人による権利行使への対応及び権利行使制度 の構築

苦情申立て、通報、フィードバックのルートの確保

データセキュリティの管理及び保障

データ分類・等級付け管理の実施 暗号化、非識別化等の安全技術措置の実施 合理的な操作権限の附与

lanii. 保存期間を取扱目的の実現のために必要な最小 の期間、又は法定の保存期間とする ペネトレーションテスト及びサイバー攻撃に対する 防衛訓練の定期的な実施

監査、記録及び緊急対応

定期監査

ドキュメントの記録及び保管

緊急対応策の制定及び実施 dil データ漏洩が発生した(又はその可能性があ る)場合における救済措置及び通知・報告義 務の履行





1.4アプリ等に対する取締りの強化により、企業は定期的な自己点検が必要に

アプリ個人情報保護特別取締活動

国家インターネット情報弁公室(以下、「インターネット情報弁公室」という)等4機関が共同で発表した「よく見られるモバイルインターネットアプリが必要とする個人情報の範囲に関する規定」(2021年5月1日施行)は、よく見られる39タイプのアプリについて収集・使用が必要となる個人情報の範囲を明確化しており、アプリが範囲を逸脱して個人情報を収集しているか否かを規制当局が判断する際の重要な根拠となっている。

2021年、国家インターネット情報機関は主に次の特徴を持つアプリに対して是正通告を行った。

- ①たくさんの人々に使用される(ニュース、動画配信アプリ等)
- ②個人情報又は機微な個人情報に関係する(求人、健康、金融関連アプリ等)
- ③基本的機能を提供する又は重要な権限を求めるもの(プラットフォームアプリ等)

また、これらの特徴を複数併せ持つ文字入力アプリ、地図・ナビゲーションアプリ、システム管理アプリは、優先的な調査対象となった。今後もますます多くのタイプのアプリが取締りの対象となっていくこと思われるが、上記特徴を持つアプリは特に調査対象となる可能性が高いものと思われる。



2021年に工業情報化部が是正通告を 行った1680のアプリのうち、80%以上で 個人情報の違法収集が行われていた。



2021年にインターネット情報弁公室が是正通告を行った695のアプリのうち、60%以上で範囲を 逸脱した個人情報の収集が行われていた。

また、取締りの対象はアプリ以外にも拡大している。2021年10月には工業情報化部がいくつかのSDKに対して初めて是正通告を行っているほか、天津市の規制当局が4種のミニプログラムに対し是正通告を行い、海南省の規制当局も11種のミニプログラム及び複数の応用プラットフォームに対し是正通告を行う等、アプリだけでなく、SDKやミニプログラムも取締りの対象となっている。

2021年の規制当局による法執行の状況の全体像については、本レポート付録「2021年の法執行動向のまとめ」を参照されたい。

企業はアプリ等の製品について定期的な自己点検が必要に

アプリに対する是正通告を受けた場合、所定の期限内に是正を完了しないようだと、当該アプリはアプリストアから削除されることになり、企業の業務に深刻な影響が生じる。このため、是正通告を受けたことにより企業イメージに傷が付いたり、是正が間に合わず業務に影響が生じたりすることを避けるため、多くの企業ではすでに、自社のアプリやミニプログラム、SDKについて、コンプライアンス及び技術の2つの面から定期的に自己点検を行い、事前に問題を解消するようにしている。

時期によって規制当局の重点規制対象も異なること、法令及び技術標準が施行されるたびに企業に対する要求が高くなること、アプリ等に組み込まれた第三者のSDKによってユーザーの同意無き個人情報収集や範囲を逸脱した個人情報収集等の悪意ある行為がなされる可能性があることから、自己点検は一度実施してそれで終わりとするのではなく、定期的に繰り返し行うことが必要である。





1.5企業におけるデータ資産の見える化及び データライフサイクル全般にわたるデータ保 護施策が推進

データライフサイクルには、収集、 保管、使用、加工、伝送、提供、公 開、削除のステージが含まれる。



1

従来、中国国内企業はデータライフ サイクルコンプライアンスの概念に ついて模索・適応の段階にあった。



2021年、工業情報化部は「サイバーセキュリティ産業高質発展三か年行動計画(意見募集稿)」を公表。



3

中国の多くのテクノロジー企業が ユーザーデータ保護システムをアッ プグレードし、データライフサイクル 全般にわたる保護を実現。



中国人民銀行が「金融データセキュリティ データライフサイクル安全規範」を公表し、データライフサイクル全般をカバーする安全保護システムを確立。



5



「金融データセキュリティ データライフサイクル安全規範」によると、データライフサイクルにおいて遵守すべきデータコンプライアンス原則には、合法・正当の原則、目的明確の原則、選択・同意の原則、必要最小限の原則、全過程制御可能の原則、動態的制御の原則、権利責任一致の原則が含まれる。

企業は、既存のデータ資産を見える化してデータ資産マップを作成することで、メタデータに基づき、どのようなデータを収集したか、データをどこに保管しているか、誰が使用できるか、どのような役割があるか、どの第三者に提供しているかを把握し、データ状況の変化に対する継続的なモニタリングを行い、必要な管理措置を講じることができるようにする必要がある。また、その際には、データ資産マップ等のメタデータが「データセキュリティ法」に基づく中核データ、重要データに該当するか、「個人情報保護法」に基づく機微な個人情報に該当するか否か等についても判断し、適切な対応を行うことも必要である。



1.6フロントエンドのコンプライアンスだけでなく、 バックエンドのコンプライアンスも重要に





データセキュリティ管理制度を確立・整備し、データセキュリティ保 障能力を向上させる

関係規制当局は、フロントエンドたるクライアント端末について種々の要求を課しているだけでなく、バックエンドにおけるデータ管理についても、データ分類・等級付け制度の確立・整備、重要データ保護制度及び措置の整備、データセキュリティ監査及び緊急対応制度の確立、データセキュリティ技術保護能力の具備等の要求を課している。



規制の動向

2021年7月26日、工業情報化部はインターネット業界に対する特別取締活動を実施した。従来ではクライアント端末のみを対象としていたのとは異なり、当該取締りにおいては、取締りの視野がデータセキュリティ管理制度及びセキュリティ技術措置の実施の面にまで拡大し、データライフサイクル安全保護制度の制定、データ分類、重要データのバックアップ措置、機微なユーザーデータの暗号化保存、アクセス及び権限の制御措置の採用等について企業に改善を命じた。



1.7データの分類・等級付け管理及びアクセス 権限の設定が焦点に

データの分類・等級付け管理

「データセキュリティ法」では、「国は、データ分類・等級付け保護制度を確立する」と定めている。これは即ち、中国ではデータセキュリティ保障のための基本制度として、全国でデータ分類・等級付け保護制度が構築されるということである。現在、各企業が社内のデータ分類・等級付け保護制度を構築するにあたっての参考に供するべく、各機関、各業界及び各地域で、それぞれのデータ分類・等級付け制度の構築又はガイドラインの制定が進められている。



アクセス権限の管理と付与

企業は、実際の業務状況及び内部管理上の要求に従って人員を配置しなければならない。また、従業員の職位・枠割に応じてデータアクセス権限を付与するようにし、権限や責任の所在を明確化しなければならない。権限を付与する際は、業務セキュリティ確保の必要性を考慮したうえで、必要最小限の権限を付与するようにしなければならない。





アクセス権限

- ① 閲覧可能回数
- ② プリント可否
- ③ 編集可否
- ④ スクリーンショット可否
- ⑤ 閲覧期限(期限到達後自動廃棄)



1.8個人情報保護影響評価の受容と関連ガイドラインの登場

「個人情報保護法」では、特定の状況において、個人情報取扱者は事前に個人情報保護影響評価(PIA)を行うこと、個人情報保護影響評価報告及び取扱状況記録は少なくとも3年間保存しなければならないことを定めている。また、「個人情報保護法」では、PIA実施を要するシーンを例示列挙しており、これらに該当する場合、データ取扱者はPIAを実施しなければならない。

03 報告及び記録

少なくとも**3年間保管**しなければ ならない。 03

01 PIA実施を要するシーン

- ①機微な個人情報を取扱う場合
- ②個人情報を利用した自動化された意思決定を 実施する場合
- ③個人情報取扱の委託、その他の個人情報取扱 者への個人情報提供、個人情報の公開を行う場 合
- ④域外へ個人情報を提供する場合
- ⑤個人の権益に重大な影響を与えるその他の個

人情報取扱活動を行う場合

01

PIA制度の確立によって、企業は内部リスク管理に対する意識を一層高めることを求められている。企業においては弁護士と相談しながら、遅滞なく効果的なリスク評価体制を構築することが望ましい。

02 評価内容

- **取扱目的、取扱方法**が合法、正当、必要であるか否か
- 個人の権益への影響及び安全リスク
- 講じるセキュリティ保護措置が合法、有 效で、かつ、リスクの程度に相応しいも のであるか否か

02

2021年6月1日に施行された「情報安全 技術 個人情報安全影響評価ガイドラ イン」では、PIA実施の意義、タイミング、 実施の流れ、方法等について明確に定 めている。また、個人情報取扱者にお ける評価実施に関する細則も設けてい るほか、PIA実施を要する各シーンにお ける重点評価対象及び高リスクな個人 情報取扱の見本例を示すことで、PIAの 実施方法をより明確に示している。





1.9新時代を迎えたサイバーセキュリティ等級保護

近年、全国情報安全標準化技術委員会(以下、「情報安全標準化技術委員会」という)が「サイバーセキュリティ法」、「サイバーセキュリティ等級保護条例(意見募集稿)」に基づき、一連のサイバーセキュリティ等級保護に関する国家標準を公布した。これらによってサイバーセキュリティ等級保護に関する要求等が刷新・具体化され、中国のサイバーセキュリティ等級保護はVer2.0の新時代に突入した。

関連規定によると、サイバーセキュリティ等級は、保護対象(侵害を受ける客体)の性質及び侵害の度合い、並びに保護対象の国家安全、経済建設、社会生活における重要度、破壊された場合における国家安全、社会秩序、公共利益及び公民、法人及びその他の組織等の合法的権益に与える危害の度合い等によって、低い順に1級-5級に分けられる。等級が高い(数字が大きい)ほど、サイバーセキュリティ保障措置に係る要求が厳しくなる。

等級保護 の意義 サイバーセキュリティ等級保護は、限られた資源をリスクの異なる保護対象に合理的に配分することで、ネットワークへの攻撃、侵入、干渉、破壊、不正使用、事故を防止し、安定的かつ信頼性の高いネットワークの運行を可能とするとともに、ネットワークデータの完全性、機密性、可用性を保障するためのものである。

コンプライ アンス意 識の向上 サイバーセキュリティ等級保護は複雑かつ非常に細かい作業が必要となるため、企業にとっては負担が大きい。しかし、国家安全及び公共利益、そして自身の合法的権益を保障するために、ますます多くの企業が社内におけるサイバーセキュリティ等級保護の実施、整備の重要性を認識するようになり、第三者専門機構が提供するセキュリティテスト及び認証サービスを導入し、その結果を公安機関に届け出ている。





1.10顔認識に関する法的規制と法執行の動向

人工知能技術の重要な活用例の1つが顔認識である。顔認識は人々の生活に大きな利便性をもたらしたが、同 時に個人情報保護に関する問題も引き起こした。2021年の「3.15晩会」(消費者権利保護をテーマとする特番)で も顔認識技術の濫用事例や顔認識を巡る中国初の裁判例が紹介されたように、顔認証技術は中国社会におい て広く活用されており、個人情報保護という潮流とのギャップはますます広がりつつある。

このような状況を受け、中央・地方の関係当局は顔情報識別技術に関する新たな法令及び司法解釈を次々と公 布している。

「顔認識技術の使用による個人情 報の取扱いに係る民事事件の審 理における法律適用に関する若干 の問題についての規定」

最高人民法院

個人の同意に基づき顔情報を取扱う場合におい て、自然人若しくはその監護者の個別の同意を 取得しておらず、又は法律、行政法規の規定に 従い自然人若しくはその監護者の書面による同 意を取得していないときは、自然人人格権益の 侵害行為に該当すると認定しなければならない。

「情報安全技術 顔認識データ安 全要求」

情報安全標準化技術委員会

顔認証又は顔識別を実施する場合には、少なくと も以下の要求を満たさなければならない。

- (1) 顔認識の方法を使用しない場合の安全性又 は利便性が、顔認識の方法を使用する場合を明 らかに下回るとき
- (2)原則として、顔認識の方法を使用して14歳未 満の未成年者の身元識別を行ってはならない
- (3) 顔認識ではない身元識別方法を同時に提供 するとともに、データ主体に選択権を提供しなけれ ばならない
- (4) 安全措置を提供し、データ主体の知る権利・同 意権を保障しなければならない
- (5) 顔認識データを身元識別以外の目的に使用し てはならない

「ネットワークデータ安全管理条 例(意見募集稿)」

国家インターネット情報弁公室

データ取扱者が、生体的特徴を利用して個人身 分認証を行う場合、その必要性、安全性について リスク評価を行わなければならず、顔、歩容、指 紋、虹彩、声紋等の生体的特徴を唯一の個人身 分認証方法として、個人に対し、その個人の生体 的特徴の収集に同意することを強制してはならな

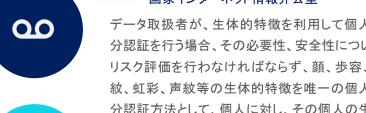


市場信用情報提供単位は、自然人の宗教信仰、 血液型、疾病及び既往歴、生体認証情報及び 法律、行政法規が収集を禁止すると定めるその 他の個人情報を収集してはならない。

「杭州市不動産管理条例(改正 草案)

杭州市人民代表大会常務委員会

不動産サービスを提供するにあたり、不動産の 所有権者に指紋、顔認証等の生体情報方法に よる公共施設設備の使用を強制してはならない。



天津市人民代表大会常務委員会



 \mathbf{OO}

OO

また、顔認識技術の濫用に対する法執行事例も増加している。例えば、2021年7月、杭州市市場監督管理局が、顧客の同意 を取得せずに顔写真を撮影したとして某不動産会社に25万人民元の過料を科しており、2021年12月にも、上海市市場監督管 理局が、顔写真を無断で収集したとして某自動車会社に10万人民元の過料を科している。

現段階の法執行状況を見る限りでは、行政監督管理機関が問題とした行為には、主に①データ取扱者が顔情報を収集し、使 用する際に、個人主体に顔情報を収集することを明確に告知していない、②張り紙等の方法により顔情報を収集することを公 表しているが、収集・使用の目的、方法及び範囲を明確に告知していない、③顔情報を収集・使用する方法を告知したが、消 費者の同意を取得していない、の3つがある。



1.11個人情報主体による権利行使制度の構築が浸透

01 知る権利、決定権、制限又は拒絶 する権利

02 閲覧、複製権

03 ポータビリティ権



例

04 説明要求権

(例えば、自動化された意思決定が個人の 権益に重大な影響を与える場合に説明を求 める権利)

05 訂正権

06 削除権

07 同意撤回権

08 死者の個人情報を取扱う権利

2021年11月1日の「個人情報保護法」の施行後、従来比較的珍しかった「ポータビリティ権」、「同意撤回権」等が、一部のアプリ製品のインターフェース上でも見られるようになった。例えば、「設定メニュー」に「プライバシーポリシーへの同意を撤回する」という選択肢が追加されたり、「マイページ」に「個人情報の副本をダウンロードする」という選択肢が追加されたりといった具合である。「個人情報保護法」の施行により、関連業界における個人情報主体の権利行使制度の構築に対する重視度が高まった結果と言える。

企業においては、プライバシーポリシーに おいて個人情報主体がこれらの権利を行 使する方法を明記することが望ましい。





1.12自動車等の業界が重点規制対象に

近年、金融や自動車等の、重要データが大量に存在し、かつスマート化、コネクテッド化が著しい一部 の業界においては、データセキュリティは企業資産や個人情報の安全に関わるだけではなく、社会の 安全や国家のサイバーセキュリティ、個人の権益にも関係する極めて重要な事項であると認識されて いる。このため、2021年では、これらの業界におけるデータセキュリティの確保が重要な課題となった。

頻発するデータ関連のトラブル

自動車業界は2021年4月に発生した女性客による某自動車メーカーへの抗議活動に端を発するデー タ保管場所問題や、7月に発生した某テクノロジー企業製アプリのストアからの削除等、複数のトラブ ルに見舞われた。これらのトラブルによって、コネクテッドカーのデータセキュリティ問題が一般大衆の 知るところとなった。

自動車データセキュリティに関する規定が続々と公布

2021年5月12日、国家インターネット情報弁公室等5機関は、「自動車データセキュリティの管理に関す る若干の規定(試行)」(2021年10月1日施行)を公布した。同規定は中国初の自動車データにフォーカ スした規定であり、自動車業界の特性等を踏まえて、「個人情報保護法」に基づく要求を詳細化してい る。具体的には、自動車データ保護に関連する事項について定義を行うとともに、自動車データの取 扱における必要の原則、データ主体の同意を取得するための具体的な方法・要求、重要データ越境 に関する審査・認可規則、評価制度、年度報告制度等について明確化している。また、2021年7月27 日には、工業情報化部、公安部、交通運輸部が連名で「スマートコネクテッドカー路上テスト及び実証 応用管理規範(試行)」を公布しており、その第8条では、路上テスト車両及び実証応用車両は車両状 態の記録、保管及びオンラインモニタリング機能を有し、特定データのリアルタイム送信、自動記録・ 保存を行えなければならないと定めている。このほかにも、関連国家標準の制定が急ピッチで進めら れている。さらに、2021年10月には情報安全標準化技術委員会が「自動車採集データ取扱安全ガイド ライン」を公布しており、その後にも「自動車採集データの安全要求(意見募集稿)」を公表してパブリッ クコメントを実施している。

測絵(測量・製図)業界も注視対象に

自動運転には高精度の地図が欠かせず、ときにはリアルタイムに地理情報又は道路情報を取得して、 それらを地図と比較して自動運転を行うこともある。しかし、このような行為は測量・製図に該当し、そ の過程において収集された地理情報は、国家の重要データ又は中核データに該当する可能性があ る。高精度の測量・製図データを不適切に取扱った場合は、国家安全に影響を及ぼす可能性もある。

このような違法な測量・製図行為を規制するため、中国ではここ数年、「中華人民共和国測絵法」に 基づく関連法令を次々と公布し、測量・製図の資格、測量・製図データの収集方法、測量・製図データ の使用・越境等を厳しく制限している。例えば、2021年6月9日、自然資源部は「測量・製図資格管理 弁法」及び「測量・製図資格分類分級基準」を公布し、測量・製図資格の分類、取得条件、審査・認可 手続等を明確化している。そのため、コネクテッドカー関連企業は、先述の測量・製図行為に関する 問題にも注意を払い、法律のレッドラインに触れないようにしなければならない。



/1.13サイバーセキュリティ審査:重要情報インフラ運営者からインターネットプラットフォーム 運営者まで、国外上場企業が審査の重点

中国のサイバーセキュリティ審査制度は全く新たな制度というわけではなく、既存の国家安全審査制度の枠組みの中で構築された制度である。2015年に施行された「中華人民共和国国家安全法」(以下、「国家安全法」という)において既に国家安全審査制度の法的基礎が確立されており、2021年9月1日に施行された「データセキュリティ法」及び2022年年初に公布された「サイバーセキュリティ審査弁法」(2022年2月15日施行)によって、データ分野の国家安全審査制度として、国の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼしうるデータ取扱活動を対象とするサイバーセキュリティ審査制度が構築されたのである。

サイバーセキュリティ審査の適用対象について、「サイバーセキュリティ法」では、重要情報インフラ運営者が条件を満たす場合、国家安全審査を行わなければならないと定めているが、後に公表・公布された「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」及び「サイバーセキュリティ審査弁法」では、データ取扱者をサイバーセキュリティ審査の対象としている。これは換言すれば、企業が重要情報インフラ運営者に該当しない、又は該当するか否かが明らかでない場合であっても、「国家安全に影響を及ぼし、又は及ぼしうる」データ取扱を行ったときは、自発的にサイバーセキュリティ審査を申告する(実施を申し出る)必要があるということである。また、「サイバーセキュリティ審査弁法」第16条では、ネットワーク製品及びサービス並びにデータ取扱活動が国の安全に影響を及ぼし、又は及ぼしうると監督管理機関が認める場合には、職権により審査を行うこともできると定めている。

注目すべきは、域外/国外への上場を計画している企業に対する規制方針が徐々に明らかになってきていることである。まず、「サイバーセキュリティ審査弁法」第7条では、100万を超えるユーザーの個人情報を掌握するネットワークプラットフォーム運営者が国外上場する場合、サイバーセキュリティ審査弁公室にサイバーセキュリティ審査を申告しなければならないと定めている。申告を行った結果としては、以下の3つのケースが考えられる。①審査不要と判断されるケース。②審査が実施され、国家安全に影響を及ぼさないと判断されるケース。この場合、国外上場を行うことができる。③審査が実施され、国家安全に影響を及ぼすと判断されるケース。この場合、国外上場を行うことはできない。

また、「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」では、**域外で上場するデータ取扱者**のデータセキュリティ評価及び年度報告義務について特別規定を設けている。具体的には、同条例第32条において、重要データ取扱者又は域外上場するデータ取扱者は、自ら又はデータセキュリティサービス機構に委託して毎年1回データセキュリティ評価を行うとともに、毎年1月31日までに前年度のデータセキュリティ評価報告書を区を設置する市レベルのインターネット情報機関に報告しなければならないと定めている。

企業が域外/国外での上場後、現地の規制当局の要求等によって中国国内の関連データを国外に移転しなければならなくなった場合、それらのデータが外国政府の制御下に置かれたり、悪用されたりする可能性があることに鑑みれば、中国が域外/国外への上場を計画している企業に対する規制を強化するのは自然なことである。したがって、域外/国外上場を考えている企業は、具体的な上場計画を策定する前に、弁護士に法的観点からリスク評価を行わせ、関連要求の充足性、関連義務の履行可能性を把握するようにして、不必要なリスクや損失を避けることが望ましい。



「国家安全法」 ——サイバー セキュリティ審査制度を含む 国家安全審査制度の法的基 礎を確立



某配車サービス大手 等プラットフォーマー4 社に対するサイバー セキュリティ審査の実 施



「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」及び「サイバーセキュリティ審査弁法」



「サイバーセキュリティ審査弁法」: 100万を超えるユーザーの個人情報を掌握するネットワークプラットフォーム運営者が国外上場する場合、サイバーセキュリティ審査弁公室にサイバーセキュリティ審査を申告しなければならない



1.14求められるアルゴリズムの透明性 アルゴリズム推薦サービスに関する届出制

度の試行 ※アルゴリズム推薦サービスとは、アルゴリズム推薦技術を活用して提供するインターネット情報サービスを指す

2021年におけるアルゴリズム推薦に関する立法状況の概要

個人情報の取扱に制限を課した「個人情報保護法」の施行により、プラットフォーム企業によるビッグデータの使用及びペルソナ作成行為が規範化されたことで、「ビッグデータによる既存客冷遇」行為の発生がおおもとから抑制された。

2021年9月17日、「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズムの総合的管理の強化に関する指導意見」が公布され、以後3年間にわたって、段階的にアルゴリズムの管理制度を構築・整備し、規制システムを完備させ、アルゴリズムセキュリティに関する総合的な管理の枠組を打ち出していくことが示された。

2021年10月23日に公表された「中華人民共和国独占禁止法(改正草案)」第22条第2項では、「市場支配的地位を有する事業者が、データ及びアルゴリズム、技術並びにプラットフォーム規則等を利用して障壁を設置し、その他の事業者に対し不合理な制限を行った場合、前項に定める市場支配的地位を濫用する行為に該当する」と定め、アルゴリズム等を利用した市場支配的地位の濫用を禁止している。同条項の適用対象となるのは、プラットフォーム経済及びインターネット分野の企業に限られない。

2021年12月31日、国家インターネット情報弁公室は「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズム推薦管理規定」を公布した。当該規定は、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」、「インターネット情報サービス管理弁法」等の法令の実施細則である。

義務の種類	関連条目			
アルゴリズム推薦サービス提供者の義務				
主体としてのセキュリティ保障義務	第7条			
アルゴリズム審査義務	第8条			
ユーザーモデルに関する義務	第10条			
志向性義務 (中国の主流な価値観・指向に合致する義務)	第11条			
世論不関与義務	第14条			
ユーザー権利保障義務	第16条、第17条			
世論的性質、社会的動員能力を具備するアルゴリズム推薦サービス提供者の追加義務				
届出義務	第24条第1項、第2項			
届出情報公表義務	第26条			
安全評価を受ける義務	第27条			









2.1重要データの識別に関する 国家標準とリストの順次確立

企業自身のコンプライアンスニーズ、運営ニーズ、及びデータの越境と国外上場に対するニーズが増したことで、企業においては、自らが保有するデータが重要データに該当するか否か、及び重要データを保有するネットワーク運営者に課せられる追加義務を履行すべきか否かを判断することが急務となっている。



国家標準:「情報安全技術 データ越境 安全評価ガイドライン(意見募集稿)」

2017

dil

別紙Aの重要データ識別ガイドラインでは、28 種の業界・分野における重要データの範囲を 規定している。現時点で同ガイドラインは未 発効。

国家標準:「情報安全技術 重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)」

2021



2021年9月23日に公表された同ガイドラインの第一次意見募集稿では、多くの紙幅を割いて重要データを列挙していたが、2022年1月13日に公表された第二次意見募集稿では、重要データ識別の基本原則と重要データの識別要素について説明を行うにとどまっており、実務における重要データの識別に柔軟性を持たせている。

「サイバーセキュリティ法」

dil

2017

重要データという概念が初めて用いられた。 重要データは重要情報インフラ運営者と関係 のある概念である。

「データセキュリティ法」

dif

2021

規制対象が重要データを取扱う一切の者に拡大され、各分野の規制当局が国が確立したデータ分類・等級付け制度に基づき重要データ目録を制定することとされた。

重要データ取扱者は、データセキュリティ責任者及び管理部署の明確化、定期的なリスク評価の実施、重要データ越境の合法的実施、という3つの強化義務を負うとされた。

「データ越境安全評価弁法(意見募集稿)」

ılıl

2022

「データ越境安全評価弁法(意見募集稿)」では、データ取扱者は国外に重要データを提供する前に、所在地の省級インターネット情報機関を通じて、国家インターネット情報機関にデータ越境安全評価の申告をしなければならないとしている。

近いうちに、各分野の規制当局が重要データの識別を適切に行えるよう、国によって重要データの識別に関する規則が制定されるものと思われる。その際、企業は、データセキュリティ責任者及び管理担当部署を明確にしてリスク評価を行うとともに、関連する規則に従って社内のデータを審査し、重要データを識別してその結果を報告しなければならない。また、重要データを国外に移転する必要がある場合、国家インターネット情報機関に申告して安全評価を行わなければならない。





2.2データ越境安全審査と申告手続の整備

2021年10月29日に公表された「データ越境安全評価弁法(意見募集稿)」(以下、「弁法」という)は、データ越境 評価について詳細に定めており、データ越境リスク自己評価制度と監督管理機関安全評価制度の2つの制度を 打ち出している。両制度は2022年、引き続き整備されていくと思われる。

データ越境安全評価

重要情報インフラ運営者

一般データ取扱者

重要データ

個人情報

重要データ

個人情報

「サイバーセキュリティ法」第37条 「データセキュリティ 法」第31条 「弁法」第4条第1項 「サイバーセキュリティ法」第37条 「個人情報保護法」 第40条 「弁法」第4条第1項

「データセキュリティ」 法」第31条 「弁法」第4条第2項 「個人情報保護法」第40条 100万人に達 累計で10万人以上の個人

100万人に達 累計で10万人以上の個人 する個人情 報を取扱う場 微な個人情報を国外に提 合 供する場合

「弁法」第4条第3項 「弁法」第4条第4項

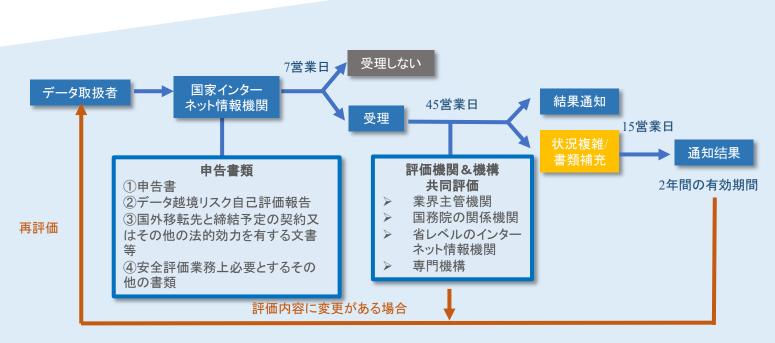
データ越境リスク自己評価制度とは、データ取扱者が国外にデータを提供しようとする場合、自らが重要情報インフラ運営者か一般ネットワーク運営者か、及び国外に提供しようとするデータが中核データ、重要データに該当するかを問わず、事前にデータ越境リスクの自己評価を行わなければならないという制度である。また、リスク自己評価をした後、「データ越境リスク自己評価報告書」を作成したうえで(類似制度である個人情報保護影響評価制度において報告書を少なくとも3年間保存することが義務付けられていることを考慮すれば、データ越境リスク自己評価報告書及び評価の記録も少なくとも3年間保存することが望ましい)、自己評価の結果に応じて規制当局に安全評価を申告(申請)するか否かを判断することも義務付けられている。

監督管理機関安全評価制度とは、次のいずれかに該当する企業が所在地の省級インターネット情報機関を通じて、国家インターネット情報機関にデータ越境安全評価を申告し、申告を受けた国家インターネット情報機関がこれを行うという制度である。

- (1)重要データを国外に提供するすべてのデータ取扱者(重要情報インフラ運営者及び一般データ取扱者の両方が含まれる)
- (2) 国外に個人情報を提供する重要情報インフラ運営者、及び取扱うデータの量が「弁法」第4条第3項、第4項に規定する基準に達する一般データ取扱者(上図の赤線で囲った部分を参照)。



2.2データ越境安全審査と申告手続の整備



合計67営業日 データ越境安全評価申告の流れ

データ取扱者は、データ越境安全評価を申告する場合、①申告書、②データ越境リスク自己評価報告、③データ 取扱者と国外移転先が締結予定の契約又はその他の法的効力を有する文書等、④安全評価業務上必要とする その他の書類を提出しなければならない。

国家インターネット情報機関は、申告書類を受領した日より7営業日以内に評価を受理するか否かを決定し、かつ 書面にて受理結果をフィードバックする。

国家インターネット情報機関は、申告を受理した後、業界主管機関、国務院の関係機関、省レベルのインターネッ ト情報機関、専門機構等を手配して、共同で安全評価を実施する。通常、最終的な評価結果は60営業日以内に、 データ越境安全評価を申告したデータ取扱者に書面通知でフィードバックされる。

データ越境評価の結果の有効期間は2年間。有効期間が満了した後もデータ取扱者が元のデータ越境活動を継 続して行う必要がある場合は、有効期間が満了する60営業日前に再び評価を申告しなければならない。

評価結果を受け取った後に従来の評価事項に変更があった場合には、上記の流れに従って安全評価を再申告 しなければならないので、注意が必要。





「インフラ条例」第2条では、重要情報インフラの認定範囲を明確化している。典型的な重要情報インフラとは、公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術工業等の重要な業界・分野及びその他のひとたび破壊され、機能を喪失し、又はデータが漏えいすると、国家安全、国民生活、公共利益に重大な危険を及ぼす可能性がある重要なネットワーク設備、情報システム等をいう。同定義は「サイバーセキュリティ法」第31条の定義と一致しており、引き続き「挙例+もたらされる結果」の二方面から認定基準を示すことで、業界主管機関によるネットワークインフラ及び重要情報システムの認定に柔軟性を持たせている。

「インフラ条例」では、重要な業界・分野の主管機関、監督管理機関がそれぞれの業界・分野の実情に基づき、 重要情報インフラ認定規則を制定するとともに、認定規則に基づき自業界・分野における重要情報インフラの認定を手配して、その結果を遅滞なく運営者に報告し、かつ国務院公安機関に届け出なければならないと定めている。 認定規則の制定時には主に次の要素を考慮すべきとされている。

- (一)ネットワーク設備や情報システム等がその業界・ 分野の重要なコアビジネスに依存されており、重要性 が高いこと。
- (二)ネットワーク設備や情報システム等がひとたび破壊され、機能を喪失し、又はデータが漏えいした場合にもたらされうる被害の程度が大きいこと。(三)その他の業界・分野に対して関連的影響を有すること。

今後、主管機関と監督管理機関は、上記の各要素を ベースとして、各業界の実情に即した重要情報インフラ の認定基準を調整していくものと予想される。





2

2.4より際立つプラットフォーム規制の重点

超大型インターネットプラットフォームにおけるデータ競争の管理

近年、インターネット上の超大型プラットフォームは、インターネットを中心とするエコシステムの構築を通じて、大量のユーザーと大量のデータを引きつけ、人々の生活や仕事にも多大な利便性をもたらした。しかし、デジタル経済に普遍的に存在するネットワーク効果によって、市場のトップ企業がユーザーの獲得や維持の面で競争優位性を有するようになり、市場は「勝者独り占め」の様相を呈している。データと資源が集中する超大型プラットフォームは市場参入障壁や技術障壁を構築したり、プラットフォームの優位性を利用して自らの業務・コンテンツを優遇したりすることで、自らの独占的地位を容易に強化することができ、市場の公平・公正な競争に悪影響を及ぼしかねない。

「個人情報保護法」第58条では、大手プラットフォームに対して複数の義務を課している。また、上述したプラットフォームの行為について、中国では複数の文書を公表し、そのような現象を根絶するという規制の意図を明確にするとともに、大手プラットフォームに義務を課すことで、プラットフォームがみずから業界の発展と良好な競争の実現に資するガバナンス方針を策定することを期待する姿勢を示した。

「中華人民共和国独占独禁法(改正草案)」

草案では、市場支配的地位を有する事業者**がデータとアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則** 等を利用して障害を設置し、その他の事業者に不合理な制限を行った場合は、**市場支配的地位の濫用に該当すると規定している**。

「プラットフォーム経済分野に関する国務院独占禁止委員会の独占禁止ガイド ライン」

プラットフォームに存在しうる市場支配的地位濫用等の問題行為を規制している。インターネット分野において、法執行機関は「二者択一」行為(競合プラットフォームに出店しないよう強要する行為)に高い関心を寄せている。

「インターネットプラットフォーム分類・等級付けガイドライン(意見募集稿)」

「インターネットプラットフォーム主体責任実行ガイドライン(意見募集稿)」

- 能力が高いプラットフォームほど、より大きな責任を負うという原則に基づき、プラットフォームを分類・等級付けし、それぞれが負うべき責任を定めている。
- 4 インターネットプラットフォーム事業者はアルゴリズム規制、知的財産権保護、自然人のプライバシーと個人情報の保護に係る責任を負わなければならない。超大手プラットフォーム事業者はさらに、平等ガバナンス(自己優遇を実施しないこと)等の責任を負わなければならない。

今後1年間、インターネットプラットフォーム事業者は、自らに適用される法定のプラットフォーム責任を 積極的に履行し、自身のビジネスモデル、内部手続、運用規則等を適切に調整しなければならない。





2.4より際立つプラットフォーム規制の重点

アプリ配信プラットフォームの主体責任の履行



工業情報化部によるアプリによるユーザー権益侵害に対する特別 取締り

2021年、工業情報化部はアプリ配信プラットフォームにおける、アプリの権限リストの不明示、ユーザーデータの収集範囲及び用途の不明示、アプリ配信に関する審査が厳格でない、違法アプリのストアからの削除の遅延、アプリ開発者の認証が不十分等の問題について、継続的かつ重点的な取締りを行うとともに、通達において一部のアプリ配信プラットフォームを名指しで批判した。



工業情報化部「モバイルインターネットアプリケーション個人情報 保護管理暫定規定(意見募集稿)」

アプリ配信プラットフォームが、第三者アプリの運営者情報、ユーザー端末権限リスト及びデータ収集状況を明示・審査する義務、アプリ開発運営者の管理体制を確立する義務、問題アプリに対する苦情申立てルートを整備する義務、問題アプリの報告及び処理業務を展開する義務等の、個人情報保護義務を履行しなければならないことを明確化した。



インターネット情報弁公室「ネットワークデータ安全管理条例 (意見募集稿)」

同条例第44条では、アプリ配信プラットフォームが第三者アプリに対して データ安全管理責任を負うこと、第三者アプリがユーザーに損害を与えた 場合、ユーザーは直接当該アプリを配信するアプリプラットフォーム運営者 に賠償を求めることができることを定めている。

以上により、今後はアプリ配信プラットフォームがそのプラットフォームで公開されるアプリ を審査、管理、処分する義務を負うことが明確化されたことで、プラットフォーム事業者は技 術、管理、規則制定の面で対応を迫られている。





2.5内部監査と外部監査



個人情報 保護コンプ ライアンス 監査

「個人情報保護法」第54条と第64条は、個人情報取扱活動に対するコン プライアンス監査制度について規定している。すなわち、個人情報取扱 活動に比較的大きなリスクが存在すること若しくは個人情報安全事件の 発生を発見した場合、又は個人情報保護職責履行機関の要求があった 場合、個人情報取扱者は、関連規定に従いその個人情報取扱活動の 法律、行政法規の遵守状況について、**内部監査機構**又は**専門機構**に委 託して、コンプライアンス監査を行わなければならない。

個人情報保護職責履行機関が個人情報取扱者に対し、第三者に委託し てコンプライアンス監査を行うよう要求した場合、個人情報取扱者は専 門機構に委託してコンプライアンス監査を行わなければならない。



2022年においては、個人情報保護コンプライアンス監査に関する法 令及び標準が続々と公布され、コンプライアンス監査の根拠、目的、 目標、原則、範囲、担当者の要件、機構の資格、関連処罰制度等、 実務における細かな点が明確化され、コンプライアンス監査を適切 に行うことができる環境が整備されていくと思われる。

内部監査

企業内部のコンプライアンス監査規則、監査範囲の 確定

企業内部のコンプライアンス専門部署の設立及び人 員の配置

企業内部のコンプライアンス監査の頻度 企業内部のコンプライアンス監査の根拠の明確化と 結果の保存等

外部監査

外部コンプライアンス専門機構の資格の確認 コンプライアンス監査専門家の資格の確認 外部コンプライアンス監査の規則と流れの確認 外部コンプライアンス監査の根拠の明確化と結果の 保存等





2.6グループ内外でのデータの共有に関する規 則とメカニズムの整備

データはその数量が大幅に増加し、潜在的な価値が向上するにつれ、企業の重要な資産かつコアコンピタンス となってきている。データは共有・流通によってこそ価値を生むものであるため、データの共有・流通の適法化は 以前から学界や産業界で注目されてきたトピックである。このような中、上海市と深セン市はそれぞれ「上海市 データ条例」と「深セン経済特区データ条例」を公布して、データ取引プラットフォームの構築を推進し、市場主 体が取引プラットフォームの内外で法によるデータの取引を行うことを促進するとともに、「公共データ」の管理 について規定を設け、公共データの開示と共有を奨励している。

法令	データ共有に関する規定	
「データセキュリティ法」	データの法による合理的かつ有効な利用を奨励し、データの法による秩序ある自由な流通を保障する。国は、データ取引管理制度を確立・整備し、データ取引行為を規範化し、データ取引市場を育成する。	
「上海市データ条例」	 市場主体が法によるデータの共有、開放、取引、協力を行うことを奨励・誘導し、地域・業界を跨ぐデータの流通・利用を促進する データ取引プラットフォームの設立(浦東新区データ取引所の設立)を提案 市場主体は、政府より付与された権限の範囲内で、統一計画された公共データ運営プラットフォームによって提供される安全な環境において、公共データの開発利用を実施し、また、データ製品を提供することができる 上海市の重要データ目録を制定する。また、臨港新片区において低リスク地域横断的流通データ目録の制定を模索する 	
「深セン経済特区データ 条例」	 データ収集、加工、共有、開放、取引、応用等のデータ要素市場システムの構築を推進する データ取引プラットフォームの構築を推進し、市場主体が当該プラットフォームを通じてデータ取引を行うよう誘導する 公共データの最大限の開放と活用を推進する データセキュリティをライフサイクル全体にわたって保護する。個人情報保護を強化し、プロファイルやパーソナライズドレコメンドを利用するアプリ等を規範化する 	

データ共有のポイントと管理措置

	管理手段	管理の内容	
		第三者からデータを受領する場合	第三者にデータを共有する場合
法律文書	誓約書	データの出所が適法であることを第三者が 誓約する	ユーザーが許可する範囲を逸脱して データを使用しないことを第三者が誓約 する
	第三者との契約	双方がデータ保護義務を履行することを約 定し、データセキュリティの権利・義務に関す る双方の責任範囲を明確化する	双方がデータ保護義務を履行することを約束し、データセキュリティの権利・義務に関する双方の責任範囲を明確にする
	ユーザーの同意文書	ユーザーの第三者に対する同意文書を証する文書を確認し、ユーザーの許可する範囲 内でデータを使用するようにする	ユーザーの自社に対する同意文書において、共有の目的、共有するデータの類型、共有先の類型等をユーザーに告知する
	メカニズム・流れ 第三者参入管理メカニズムとワークフローを確立し、安全評価メカニズム		確立し、安全評価メカニズムを構築する
内部制御システム	セキュリティ措置	双方のセキュリティ責任と実施するデータ保護対策を明確化する	
	記録の保存	プラットフォームの第三者参入契約及び管理記録を保存し、トレーサビリティを確保する	
14	苦情への対応	個人情報主体による請求・苦情申立て手段及びそれらの対応メカニズムの確立	
	監査	第三者におけるデータ保護の実行状況を定期的に監査し、改善を促す	



2.6グループ内外でのデータの共有に関する規則とメカニズムの整備

グループ内でのデータの共有と統合の注意点

データをグループ内で共有する場合は、データを第三者に共有する場合とは異なり、一元的なデータセキュリティ保護管理措置を実施できるという優位性がある。そのため、実務では、同一グループ内における各企業・各業務部門間でのデータ統合や、各企業内部での移転・共有の規則・メカニズムに対する関心は比較的低い。グループ内でデータの共有と統合を行う際に注意すべき点を以下に示す。

▶ ユーザーから許可を得る

データの共有と統合をする前に、ユーザーに上記のデータ取扱行為の目的と 範囲をはっきりと告知し、かつ明確な許可を得なければならない。

> ユーザーの合理的な期待を逸脱しない

データの共有と統合の目的と方法について、ユーザーの合理的な期待を逸 脱しないようにする。

▶ 異なる類型のデータ統合時の注意点

異なる類型のデータの統合を行う場合は、各業界の特別規制に抵触しない か注意する(例えば、金融データとその他のデータを統合する場合には、金 融業界に関する特別規制の内容に注意する)。

> 個人情報保護影響評価の実施

データの共有と統合をする前に、個人情報保護影響評価を実施して、上記の データ取扱の安全性とユーザーに及ぼしうる影響を評価する。

> データの匿名化

データを匿名化してから共有と統合をする。

データの監査と評価を強化し、リスクをコントロールする

グループ内のデータの監査と評価を強化することで、データの共有と統合が もたらすセキュリティリスクをコントロールする。





2.7特別な業界におけるデータ取扱要件の詳細化

立法の動向を見ると、今後、一部の特別な業界(例えば、金融、医療、スマートコネクテッドカー等)における データ取扱要件がさらに詳細化されていくものと思われる。

01.金融分野

2021年9月30日、中国人民銀行は「信用調査業務管理弁法」を発表し、信用情報の範囲、採集、整理、保存、加工、対外提供、使用、安全及び越境流通等について系統的に定め、信用情報のセキュリティ保護と法による使用、情報主体の合法的権益の保護を強調した。「信用調査業務管理弁法」第5条では、金融機関は、合法的な信用調査業務資格を取得していない市場機構とビジネス提携を展開して信用調査サービスを獲得してはいけないと定め、同第14条の規定と合わせて、ローン仲介プラットフォームに対し「断直連」という要求を示している。すなわち、ビッグデータ会社は許可を受けている信用調査機構と提携する場合にのみ、資格を有する信用調査機構が中国人民銀行に報告した後で、はじめて金融経済活動のために個人の信用情報を提供することができるとしている。

02.医療分野

近年、中国では「インターネット+医療」業界が急速に発展している。2021年7月1日、国家市場監督管理総局と国家標準化管理委員会が共同で公布した推奨性国家標準「情報安全技術健康・医療データ安全ガイドライン」が正式に施行された。同ガイドラインは、①「個人情報保護法」や「データセキュリティ法」等の関連法令をベースとして、以前の「人口健康情報管理弁法(試行)」、「人類遺伝資源管理条例」、「インターネット病院管理弁法」によって打ち出された「必要最小限」原則、「書面による同意の取得」規則、及び医療機関はネットワークセキュリティレベル3に当たる保護を実施しなければならないとの要求を踏まえたうえで、「健康・医療データ」の定義と分類を明確化し、データライフサイクルの各ステージ及びデータに関係する典型的なシーンにおいて講じるべき安全措置について定めている。現行の法令は、「インターネット+医療」の発展、及び感染症防止体制の恒常化という背景における健康・医療業界のデータ開発と使用に資するセキュリティコンプライアンス体系のあり方を示すとともに、「インターネット+医療」のコンプライアンス化を厳しく要求している。

03.スマートコネクテッドカー分野

2021年、中国では「スマートコネクテッドカー製造企業及び製品参入管理の強化に関する意見」、「自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定(試行)」、「IoV(コネクテッドカー)ネットワークセキュリティ標準体系構築ガイドライン」、「IoV情報サービス ユーザー個人情報保護要求」、「スマートコネクテッドカー製造企業及び製品参入管理ガイドライン(試行)(意見募集稿)」、「深セン経済特区コネクテッドカー管理条例(意見募集稿)」、「情報安全技術 自動車データ採集に関する安全上の要求(意見募集稿)」、「スマートコネクテッドカーデータセキュリティ共有参考枠組み」、「自動車データ採集取扱安全ガイドライン」等、スマートコネクテッドカー分野における監督管理に関する文書が続々と公布された。2021年はスマートコネクテッドカーのデータセキュリティの元年ともいうべき年であり、中国では自動車データに関するコンプライアンスの初期的な枠組みが構築された。中国は今後も引き続きデータの分類・等級付け、重要データの国内保存、ネットワークセキュリティの保障技術の健全化等の面において現行の制度・基準を詳細化し、自動車データとネットワークセキュリティの管理を強化していくものと思われる。





2.8サイバーセキュリティ審査制度の運用性が 向上

サイバーセキュリティ審査の適用と開始については、「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」と「サイ バーセキュリティ審査弁法」に関連する規定がある。

- ▶「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」では、以下の状況において、一般データ取扱者は、サイ バーセキュリティ審査を自主的に申告しなければならないと定めている。(1)国家安全、経済発展、公共利 益に関わるデータ資源を大量に集約・保有するインターネットプラットフォーム運営者が合併、再編、分割を 実施し、国家安全に影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合。(2)100万人以上の個人情報を取扱うデー タ取扱者が海外で上場する場合。(3)データ取扱者が香港で上場し、国家安全に影響を及ぼし、又はその 可能性がある場合。(4) 国家安全に影響を及ぼし、又はその可能性のあるその他のデータ取扱活動。
- ▶「サイバーセキュリティ審査弁法」では、企業の自主申告、サイバーセキュリティ審査業務メカニズム構成単 位の職権に基づく審査要請、及び社会通報があった際にサイバーセキュリティ審査を開始すると定めている。
- 審査の自主申告が必要となる場合: (1)重要情報インフラ運営者がネットワーク製品及びサービスを調達す る場合。(2) ネットワークプラットフォーム運営者がデータ取扱活動を行い、国家安全に影響を及ぼし、又は その可能性がある場合。(3)100万人を超えるユーザーの個人情報を掌握するネットワークプラットフォーム 運営者が海外で上場する場合。
- 職権に基づく審査: (1)サイバーセキュリティ審査業務メカニズム構成単位が国家安全に影響を及ぼし、又 はその可能性があると認めるネットワーク製品及びサービス並びにデータ取扱活動については、サイバーセ キュリティ審査弁公室が手続に従って中央サイバーセキュリティ情報化委員会に報告し、その認可を経た後、 「サイバーセキュリティ審査弁法」に従って審査を行う。(2)サイバーセキュリティ審査弁公室は通報を受け付 ける等によって事前事中事後の監督を強化している。サイバーセキュリティ審査事務室が通報された製品若 しくはサービス又はデータ取扱活動に国家安全上のリスクが発生しており、又はその可能性があると認める 場合は、「サイバーセキュリティ弁法」に従い審査を開始することができる。

「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」と「サイバーセキュリティ審査弁法」ではサイバー セキュリティ審査に関する記述に若干の違いがあるが、両法令はいずれもインターネット情報弁公室 が起草したものであることに鑑みれば、今後、「ネットワークデータ安全管理条例(意見募集稿)」の 記述が「サイバーセキュリティ審査弁法」に合わせられる可能性がある。





2.9企業のアルゴリズム管理と解釈可能性の持続的な向上

「インターネット情報サービス推薦アルゴリズム管理規定」では、推薦アルゴリズムのサービス提供者に対し、アルゴリズム安全主体責任を実行し、健全な管理制度と技術的手段を確立することを求めるとともに、推薦アルコリズムのサービス提供者が検索、ソート、選択、プッシュ、表示等の規則の解釈可能性を最適化することを奨励している。

現時点では、アルゴリズム管理の規則、アルゴリズム解釈の方法等の関連事項について更に踏み込んだ説明がなされた法令は公布されていないが、「インターネット情報サービス推薦アルゴリズム管理規定」で主体責任の所在が明確化され、アルゴリズム管理の必要性が強調されたことで、推薦アルゴリズムサービスを提供する企業は2022年、アルゴリズム管理と解釈可能性を絶えず向上させていくことが求められる。

欧州連合「一般データ保護規則」(GDPR) 「インターネット情報サービス推薦アルゴリ ズム管理規定」



解釈可能性

推薦アルゴリズムに関係する サービス規則の公開

アルゴリズム管理レベルの向上

企業は制度面では、「インターネット情報サービス推薦アルゴリズム管理規定」に基づき、アルゴリズム安全主体責任を明確化し、企業に対し、ユーザー登録・情報発信の審査、アルコリズムメカニズムの審査、セキュリティ評価のモニタリング、セキュリティ事件の応急処置、データセキュリティ保護及び個人情報保護等の管理制度を構築・整備するとともに、推薦アルゴリズムに関するサービス規則を制定・公開し、推薦アルゴリズムのサービスの規模に相応する専門スタッフを配置する必要がある。技術面では、アルゴリズム管理の技術的サポートを更に模索していく必要がある。また、「インターネット情報サービス推薦アルゴリズム管理規定」では法的責任についても、以下のように規定している。

推薦アルゴリズムのサービス提供者が上述の関連規定に違反した場合において、法律、行政法規に規定があるときは、その規定に従う。同場合において、法律、行政法規に規定がないときは、インターネット情報機関及び電信、公安、市場品質監督管理等の関連機関が職責に基づき警告、通達による批判を行い、所定期限内における是正を命じる。是正を拒絶し、又は情状が深刻な場合は、情報更新の一時停止を命じ、1万人民元以上10万人民元以下の過料を併科する。

治安管理違反行為を構成する場合、法により治安管理処罰を与える。

犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

したがって、法令に基づき管理制度を制定し、アルゴリズム管理レベルを向上させることが、関連企業が果たすべきコンプライアンス義務となる。 アルゴリズム解釈可能能力の強化

アルゴリズム管理を模索する過程において、ディープラーニングアルゴリズムに代表される人工知能(AI)アルゴリズムの解釈可能性についての検討を避けて通ることはできない。実際に、既に一部の企業が、アルゴリズムの透明性をどのように保証するか、及び問い合わせを受けた場合にアルゴリズムの解釈作業をどのように適切に行うか(プライバシーポリシーやユーザー規約においてアルゴリズムサービス規則を適切に開示する、注目されているアルゴリズム問題については個別に解釈を行う、自動化された意思決定を拒否するチャネルの参入等を模索する等)について、業務と技術の両面から検討を進めている。また、規制当局と個人情報主体とでは、アルゴリズムの透明性に対する要求事項とアルゴリズム規則の解釈を求める目的が異なるとの見方もあることから、異なる主体に対してそれぞれ異なる角度、深さ、範囲、形式のアルゴリズム解釈を提供することも考えられる。今後、アルゴリズムの解釈可能性をどのように向上させるかを検討する企業が続々と現れ、業界全体でそのような流れが形成されていくことが予想される。

企業はコンプライアンス要件を政策面から理解するだけでなく、国内外の高度なアルゴリズム管理、解釈の考え方、最 先端の試みを絶えずチェックし、技術面と業務面の実際の状況を踏まえながら、自社の状況に合った一連のソリューションを作成することが望ましい。





2.10個人情報保護に関する訴訟が大幅に増加

公益訴訟

個人情報の違法な取扱による個人の権利・利益侵害行為に対し公益訴訟を行うための法的根拠として、「個人情報保護法」第70条では、「個人情報取扱者が本法の規定に違反して個人情報を取扱い、多数の個人の権益を侵害した場合、人民検察院、法律が定める消費者組織及び国家インターネット情報機関が確定した組織は、法により人民法院に訴訟を提起することができる。」と定めている。

また、2021年8月21日、最高人民検察院は「個人情報保護法の貫徹執行による個人情報保護公益訴訟検察業務の推進に関する通知」を発表し、「個人情報の公益保護を強化し、習近平の法治思想を貫徹し、国家統治を推進し、法による監督に必要な要件を強化し、個人情報保護法が定める公益訴訟条項の重要な意義を深く理解し、…公益訴訟条項の定着を推進しなければならない」と明確化している。

最高人民検察院が2020年9月に発表した「公益訴訟事件の範囲を積極的かつ着実に拡大することに関する指導意見」でも、「個人情報保護」をインターネット侵害分野における事件処理の重点とすることを明確化している。

最高人民検察院は2021年4月22日、11件の検察機関による個人情報保護に関する公益訴訟の代表事例を公表している。それらに基づくと、個人情報保護に関する公益訴訟は主に行政公益訴訟、民事公益訴訟、刑事附帯民事公益訴訟の3種類があり、その内訳は、行政公益訴訟が6件、民事公益訴訟事例が2件、刑事附帯民事公益訴訟が3件である。

個人情報関連の権利侵害をめぐる民事訴訟の代表的な事例

2016年 某SNS運営企業が某インターネットテクノロジー企業を訴えた事件

裁判所は、Open API開発協力モデルで第三者がOpen APIを通じてユーザー情報を取得する際には、ユーザーのプラットフォームに対する許可、プラットフォームの第三者に対する許可、ユーザーの第三者に対する許可の3つが必要である(三重権限付与原則)との判断を下した。

2017年 龐氏が某航空会社及び某インターネット旅行サイトを訴えた事件

同事件によって、プライバシー権の名目で個人情報の安全を保護することができるとの規則が確立されるとともに、個人情報の漏洩の認定にあたっては民事証拠高度蓋然性証明基準を適用すべきことが明確化された。

2019年 凌氏が某ショート動画プラットフォームによるプライバシー権、個人情報に関する権利・利益の侵害を訴えた事件

同事件によって、プラットフォームが個人情報を取扱際には必要の原則を遵守しなければならず、そうでなければ合理的利用を抗弁の理由として援用してはならないことが再確認された。

2019年 黄氏が某モバイルアプリのプライバシー権、ネットワーク権利の侵害を訴えた事件

プラットフォームがユーザーの友達リストを収集し、ユーザーが自発的にフォローを追加していない友達に向けて読書情報を自動的に公開し、かつ合理的な「透明性」でユーザーに告知しその同意を得ていない行為が、ユーザーの個人情報の侵害に当たると認定された。

2020年 肖氏が某プラットフォームによる 個人情報漏洩を訴えた事件

電子商取引プラットフォームが工商調査に協力する際には、広告法に規定された相応の義務の履行、及び通報者の個人情報の保護に注意するとともに、個人情報保護の意識を強化し、個人情報を合法的、必要かつ正当に使用する業界規則を確立しなければならないとされた。

2021年、杭州野生動物世界による顔認証 をめぐる訴訟事件 裁判所は、「顔認証情報はその他の生体認証情報に比べて機微度が高く、収集方法が多様で、隠蔽性及び柔軟性があり、不適切な使用は公民の人身、財産に予測不可能なリスクをもたらすため、より厳格な規制と保護を行わなければならない。原告がカード発行時に写真撮影に同意したのは、指紋認証式の年間パスポートを使用するためであって、野生動物世界が写真を顔認証に使用することに同意したと見なすべきではない。野生動物世界は収集した写真を顔認証情報として活性化していないと述べているが、収集した写真を利用して情報処理範囲を拡大しようとすることは、本来の収集目的を逸脱するものであり、正当性の原則に違反している」と指摘した。





2.11独立した第三者による監督が徐々に効果を発揮





「個人情報保護法」第58条では、重要インターネットプラットフォームサービスを提供する、莫大なユーザー数を有する、業務類型が複雑な個人情報取扱者、すなわち超大型インターネットプラットフォーム事業者に対し、個人情報保護のコンプライアンス制度体制を整備し、主に外部構成員からなる独立監督機関を設立するというコンプライアンス義務を課している。全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の記者会見での説明によると、「個人情報保護法の上記の規定は、大型インターネットプラットフォーム事業者の運営の透明性を高め、プラットフォームのガバナンスを改善し、外部の監督を強化し、社会全体が共同で参加する個人情報保護メカニズムを形成するためのものである」とのことである。



現在、すでに一部の企業がこれに応じ、外部監督機関を設立している。例えば2021年10月15日、某インターネット企業が「個人情報保護外部監督委員会」を設置するための募集公告を出した。委員会の構成員には、法律及び技術の専門家、業界団体の代表者等の個人情報保護分野の専門家が含まれ、弁護士、メディア、その他の一般市民も含まれる。同時期に、別のインターネットプラットフォーム事業者もWeChat公式アカウントで「個人情報保護外部監督専門家チーム」の募集公告を発表し、「専門家チームは同プラットフォームグループとその傘下の各製品の個人情報保護関連業務を独立して評価・監督し、指導や修正提案等を行う」とした。専門家チームの監督方法には、日常点検や製品監督、専門家会議の開催等が含まれるが、これらに限定されない。

「個人情報保護法」の規定に基づけば、外部監督機関が担う可能性のある職責には以下のものがある。 (1)プライバシーポリシー、プラットフォーム規則、製品インターフェイスのプライバシーバイデザインの評価・審査、(2)内部体制が整備されているか否かの審査、(3)個人情報コンプライアンス監査報告が作成されているか否かの審査、(4)企業による個人情報保護活動業務報告への参加と聴取、(5)企業の個人情報保護に関する社会的責任報告書の作成と評議への参加、(6)企業の個人情報保護の状況を一般大衆に公開し、法令違反行為があることを発見した場合、企業に速やかに改善するよう要求するか、又は関連機関に通報すること等。

大手インターネットプラットフォーム事業者が実際のニーズに合致した、実際に作用を発揮する専門的な個人情報保護の外部監督機関及び相応するメカニズムを形成をするための試みを積極的に続けていくことが望まれる。





2.12データコンプライアンス人材の需要が急増



市場ニーズ

従来、専任のデータコンプライアンス担当者を設置していたのは 通信企業や大手インターネット企業のみであったが、現在では多 くの企業が専任担当者の設置を進めている。このため、データコ ンプライアンススキルを持つ人材はニーズが倍増、各企業から 引っ張りだことなっている。



人材状況

データコンプライアンス業務の従事者や備蓄人材の数も増えてい る。一部の大学は「データ法学」等の関連専門課程を設立してお り、コンサル会社や弁護士事務所等も次々と専門のデータコンプ ライアンスチームを設立し、相応の経験を持つスタッフを配置して おり、まさに「千帆競発(無数の船が競うように出航する様子)」の 様相を呈している。しかし、短期的には高いスキルを持つ総合的 なデータコンプライアンス人材は依然として供給が不足している。 以下、法務、テクノロジー、及び経営を組み合わせた複合型デー タコンプライアンス人材の育成について考えてみよう。

法務、テクノロジー、及び経営を組み合わせた複合型人材

個人情報保護法と関連規定 に精通している

- > 理論的基礎又は研究分 析から出発し、問題を 発見し、問題を提起す
- ▶ 立法、司法解釈、法執 行の実務、標準の公表 の動向を絶えず注視

リスク管理と製品運用の把握

- ▶ 製品志向と運用ロジック の密接な統合
- > フロントエンド、ミドルエン ド、バックエンドの密接な 組み合わせにより、包括 的なソリューションを提案 する能力を備える

関連技術への理解

- システムアーキテクチャ、 データリンク及びセキュ リティ技術の基礎知識 を把握する
- > 各ビジネスシーンに合 わせた適切な個人情報 保護措置を考案する





2.13データ越境に係る標準契約は年内公表の見込み データポータビリティ権行使規則もさらに明確化



中国版標準契約

「個人情報保護法」第38条では、データの越境を行うにあたっては、次のいずれかの条件を満たさなければならないとしている。

- ①国家インターネット情報機関による安全評価に合格する
- ②国家インターネット情報機関の認定する専門の機構による個人情報保護の認証を受ける
- ③国家インターネット情報機関が制定する標準契約を締結する
- ④法律、行政法規又は国家インターネット情報機関の定めるその他の条件

このうち、③の標準契約は年内にも公表されるものと思われるので、企業は規制当局の関連動向 に細心の注意を払うことが望ましい。



データポータビリティ権のあるデータの第三者プラットフォームへの移転

- ▶ 「個人情報保護法」第45条では、個人は個人情報の副本を取得する権利のほか、自らの個人情報を指定した他のデータ取扱者に直接送信するようデータ取扱者に請求する権利を有すること、国家インターネット情報機関が規定する条件に合致する場合、個人情報取扱者は移転のルートを提供しなければならないことを定めている。
- ▶ したがって、企業はインターネット情報機関が公布する個人情報の第三者プラットフォームへの移転に関する細則に細心の注意を払いながら、データポータビリティ権に関する請求への対応体制を構築、整備して、ユーザーのデータ取得と移転請求を適時に評価、処理するとともに、データ伝送フォーマットを統一し、相互運用性と利便性を実現することが望ましい。
- データポータビリティ権を実現することで、大手プラットフォームによるデータ独占という問題をある程度解決でき、データ取得側が不正競争を疑われるリスクを下げることができる。





2.14 「個別の同意」取得という難題に解消の兆し

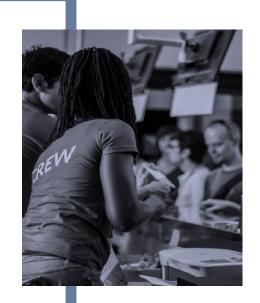
個別の同意とは、個人情報主体が特定の取扱行為のみについて与える同意であり、製品/サービス全体につい ての包括的同意ではない。「個人情報保護法」では、下掲の5つの取扱を行う場合、当該取扱の目的等を個人情 報主体に十分に告知したうえで、個人情報主体の個別の同意を取得しなければならないとしている。

現在、実務での一般的な個別の同意の取得方法は、ユーザーが製品の関連機能に触れた場合に、ポップアップ 等でユーザーにその旨を告知し、ユーザーに自発的に説明を読んでもらったうえで、自発的に「同意」にチェック を入れてもらうというものであり、ユーザーが同意をクリックしない限り、その個人情報を取扱わないようになって いる。また、ユーザーが当該「同意」を撤回できるようにもしている。

しかし、プログラマティック広告を活用する場合は、ユーザーの個別の同意を得ることが困難なことが多い。その ようなときは、国外の「TCF」(Transparency and Consent Framework)を参照して製品の対話型インターフェイスを 設計して、ユーザーに第三者情報を開示し、個別の同意を得ることが考えられる。例えば、第三者への個人デー タ共有請求にワンタッチで同意するか、又はワンタッチで拒否するかの選択肢をユーザーに与え、同時にユー ザーが個々の第三者に対して、個人データを共有するか否かの詳細な同意選択を行うことができるようにする等 である。

域外へのデータ提供においても、ユーザーの個別の同意をいかに得るかが実務上の難題となっている。例えば、 ユーザーの製品使用体験を大幅に低下させないようにするには、いつ越境に関する個別の同意を取得すべきか という点に頭を悩ませている企業も多い。この点に関する実践的なソリューションとしては、次の2つがある。

- ユーザーが初めて製品を使用するときに、ユーザーのプライバシーポリシー同意チェック欄の下に個人情報 越境に関する告知・説明を追加し、ユーザーに自発的に同意にチェックを入れさせる。
- > ユーザーがプライバシーポリシーに同意した後、個人情報を越境提供する必要のある機能に具体的に触れた ときに、個人情報の越境に同意するかどうかをポップアップでユーザーに確認する。
 - その他の個人情報取扱者への自 己の取扱う個人情報の提供
 - 域外への個人情報の提供
 - 3 機微な個人情報の取扱
 - 個人情報の公開
 - 公共の場所で収集された個人の画像/身 元識別情報の公開又は他人への提供





2.15未成年者の識別制度及び児童監護者の 本人認証制度について、新たな解決策の

提示が期待される

児童プライバシー保護に対する国 内の規制はますます厳しくなる傾 向にある

現行の法規制では、企業が児童の 個人情報を取扱う際、監護者(保護 者)の同意を得ることを求めている。 実務では、企業が監護者の同意を 得る際に、監護者認証の仕組みを どのように設置するかが大きな難点 となっている。

模索

2021

中国初の児童のネットワーク保護に 特化した法令である「児童個人情報 ネットワーク保護規定」は2021年10月 1日から施行されている。同規定では 中国における14歳未満の児童の個人 情報の取扱について規範化が行わ れている。

強化

2021

強化

「個人情報保護法」第31条は、個人情報取扱者が14歳未 満の未成年者の個人情報を取扱う場合には、未成年者の 父母又はその他の監護者の同意を得なければならないと 定めている。

法令名

具体的内容

5.4 個人情報を収集する際の許可 14歳以上の未成年者の個人情報を収集する 「情報安全技術 個 前に、未成年者又はその監護者の明示の同 人情報安全規範」 意を得なければならない。14歳未満の場合、 その監護者の明示の同意を得なければならな

第7条 ネットワーク運営者は、児童の個人情 報を収集、使用する場合、顕著かつ明瞭な方 「児童個人情報ネッ法で児童監護者に告知し、児童監護者の明示 トワーク保護規定」の同意を得なければならない。明示の同意は、 具体的、明瞭、明確であり、自由意志に基づく ものでなければならない。

2019

2019年11月5日、国家新聞出版署は「未成年者の オンラインゲームへの依存防止に関する通知」を 公表した。

発展

2019

2019年5月28日、インターネット情報 弁公室は「データセキュリティ管理弁 法(意見募集稿)」を公表し、児童の 個人情報収集には監護者の同意を 得る必要があると規定した。

初期

Start Here

2020

強化

2020年12月26日、「中華人 民共和国未成年者犯罪予 防法」改正案が可決された。

2020

発展

2020年10月17日、全国人民代表大会常 務委員会は、「中華人民共和国未成年 者保護法」改正案を可決した。同改正案 には、「ネットワーク保護」に関する一連 の規定が第五章として盛り込まれた。

法令名

具体的内容

「データセキュリ第12条 14歳未満の未成年者の個人 ティ管理弁法 情報を収集する場合、その監護者の (意見募集稿)」同意を得なければならない。

法」

第72条 14歳未満の未成年者の個人 情報を取扱う場合、未成年者の父母 「未成年者保護 又はその他の監護者の同意を得な ければならない。ただし、法律、行政 法規に別段の規定がある場合はこ の限りでない。





2.15未成年者の識別制度及び児童監護者の本人認証制度について、新たな解決策の提示が期待される

企業が採るべき対応

- 01 未成年者の使用に適したモデルを開発
- 02 監護者の同意を得る
- 03 児童専用の個人情報保護規則と利用規 約を設ける
- 04 児童の個人情報保護を担当する専任者 を指定する
- 05 児童個人情報を暗号化等の手段で保 存する

実務上の問題

- 未成年者を識別するにはどうすればよいか。
- 監護者を認証するにはどうすればよいか。

昨今、某通信ソフトウェアに 監護者権限付与機能が追加されるなど、一部企業ではすでに関連する試みが進められている。だが、青少年モードを設定した「監護器」の身分をどのように確認するかについては、依然として更なる検討と解決策の提示が必要である。

2022年、規制当局によって 推奨案が示され、各業界に おいてもそれに従って監護 者による監護を通じた効果 的な未成年者の権利・利益 保護体制が築かれることが 期待される。



警告

是正命令

- 関連業務の一時停止命令
- 営業停止
- ウェブサイトの閉鎖
- 関連業務許可の取消
 - 営業許可証の取消



2.16新技術や新応用分野(NFT、ブロックチェーン等)でのデータコンプライアンスに関する新たな問題の出現

技術は社会のより急速な進歩を推進しているが、それに伴って様々な新型サイバーセキュリティ事件が発生しており、各国政府は新技術・新応用分野(AI、クラウドコンピューティング、IoT、NFT、ブロックチェーン、ビッグデータ等)のサイバーセキュリティとデータ保護に関する重要性を意識するようになった。国際的には、米国やEU等、新技術・新応用の発展が比較的速い一部の国が、関連業界のデータ保護とサイバーセキュリティを規範化するため、関連規則や白書を発表している。

現在、中国にはまだ新技術・新応用に的を絞って規制を行う法令はないが、関連する新技術・新応用の国家標準と業界標準が続々と発表されている。

新技術・新応用分野におけるデータコンプライアンスは、今後ますます重要度が増すことが予想される。

例えば、「ブロックチェーン情報サービス管理規定」では、ブロックチェーンのコンプライアンスについて次のような要件を課している。

技術

そのサービスに相応する技術条件、技術的解決手段は、国の関連標準・規範に 合致しなければならない。

現在、国によってブロックチェーン関連標準の制定が進められているため、企業は 関連標準の制定動向を注視し、公表され次第、速やかにこれを参照してコンプラ イアンスを徹底できるようにしておくことが望ましい。

評価

新製品、新応用、新機能を開発・リリースする場合、関連規定に従い国、省、自治区、直轄市のインターネット情報機関に報告して安全評価を行わなければならない。

届出

インターネット情報弁公室のブロックチェーン情報サービス届出管理システムを通じ、届出手続を履行する。対外的にサービスを提供するWebサイト、アプリケーション等の目立つ位置に、その届出番号を明記する。

バック アップ 法律、行政法規の規定及びサービス契約に違反したブロックチェーン情報サービスの利用者及び違法情報のコンテンツに対し、速やかに相応の処理措置を講じ、かつブロックチェーン情報サービスの利用者に対し記録バックアップを行う。





2.17他国による差別的な禁止又は制限措置 に対する対等な対抗措置の実施



米国は様々な報告で中国企業に圧力を かけている

米国は技術分野において、「エンティティリスト」を通じて中 国の複数の企業や機関に対する封鎖を実施している。

また、米国はかつて、データセキュリティや国家安全保障等 を理由として、中国の某有名アプリ米国事業を強制的に売 却させようとしたことがあるほか、中国資本通信事業者の米 国での事業免許を取り消してもいる。

さらに、米国は「外国企業説明責任法」に基づき、2021年7 月から中国企業の米国上場申請の処理を停止し、米公開 会社会計監督委員会に監査原本を提供するよう求めている。

()2 中国の対抗措置

「データセキュリティ法」第26条及び「個人情報保護法」第43 条はいずれも中国が他国の差別的禁止又は制限措置に対 して対等な対抗措置を講じることができると規定している。

両法律では「差別的措置」について定義を行っていないため、 上記規定は実務において弾力的な運用が可能である。

また、米国でクラウド法案が成立したことを受けて、中国の 「データセキュリティ法」第36条及び「個人情報保護法」第41 条では、認可を経ない限り、中国国内の組織、個人は、中華 人民共和国内に保管されたデータを外国の司法又は法執 行機関に提供してはならない旨定め、米国の通信事業者が 世界的な優位性を利用して自らの支配下にある国外サー バーに保管されている情報を収集することを牽制している。



- 米中間では今後も、ハイテク分野 やデータに高度に依存するその他 の分野で衝突と競争が続いていく ものと予想される。
- ・ グローバル企業は、米中間で板挟 みとなることを回避するために、関 連する法令や法執行の動向に注 意を払い、自社のデータ収集及び 保存戦略を適切に調整し、コンプ ライアンスを徹底するとともに、今 後発生しうる米中対立シナリオを あらかじめ想定し、対応できるよう にしておく必要がある。



2.18ユーザーの個人情報だけでなく、従業員や提携先の連絡担当者の個人情報も保

護の対象に

個別の 同意

> 提携先の連絡 先情報

従業員 個人情報

> データ 越境

合法性の 基礎

共有/委託 取扱

「個人情報保護法」公布以前、企業はユーザーによる訴訟を防ぐため、ユーザーの個人情報及び合法的権利・利益の保護に主眼を置いていた。しかし、「個人情報保護法」公布以後、企業はユーザーの個人情報だけでなく、従業員や提携先・サプライヤーの連絡担当者の個人情報も保護の対象にしなければならないことを次第に認識するようになった。





従業員の個人情報を例にとると、企業は従業員の個人情報を取扱う際、 ①「法により制定した労働規則及び法により締結した労働協約に従い、 人的資源管理を行うため実施に必要」という合法性の基礎を満たして いるか否か、②取扱う従業員の個人情報が「人的資源管理を行うため に必要」の対象外である場合、又は従業員の個人情報を商業保険業 者、旅費精算システム業者等の第三者に提供する場合に、従業員の 個別の同意を取得しているか否か、③外資系企業の場合、従業員の 個人情報の越境を行うときに、企業が越境の条件を満たしているか否 か、データ越境の評価申告手続を遵守し、従業員の個別の同意を取 得しているか等を確認する必要がある。自らこれらの対応を行うことが 難しいときは、弁護士等の外部専門家に協力を仰ぐことも考えられる。





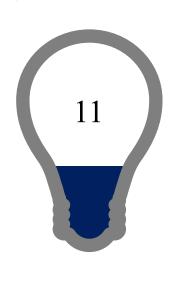


各規制当局の法執行動向の概要

アプリに対する取り締まりがメイン



インターネットプラットフォー ム上の広告 SDK



ミニプログラム



規制当局はアプリのほか、ミニプログラムについても取り締まりを行った。「アプリ個人情報セキュリティ防止ガイドライン(意見募集稿)」及び「よく見られるモバイルインターネットアプリが必要とする個人情報の範囲に関する規定」ではいずれも、「アプリとは、スマートモバイル端末にインストールされ、実行されるアプリケーションソフトウェアを指し、アプリストアで配信されるソフトウェア、モバイルスマート端末にプリインストールされるソフトウェア、ミニプログラム等を含む」と定めている。当該規定からわかるように、ミニプログラムにもアプリに対する規制が適用されるため、注意が必要である。また、SDKを導入しようとするアプリ運営者は、SDKについてしっかりと評価及び審査を行ったうえで導入するようにしなければならない。というのも、万一アプリに組み込んだSDKに問題がある場合、ユーザーが当該SDKに自身のユーザー情報を取得する権限を付与しているのでない限り、アプリ運営者が一次的責任を負うことになるためである。例えば、悪意あるコードが含まれた第三者SDKをアプリに組み込んだ場合、アプリ運営者の責任が真っ先に追及され、アプリ運営者とSDK提供者はユーザーの損害に対して連帯賠償責任を負うことになる。

工業情報化部が2021年10月15日に公表した是正通告によると、大手インターネットプラットフォーム事業者3社には広告SDKに関する問題が多く存在しており、それぞれ問題全体の37.4%、29.9%、8.0%を占めている。同日公表された是正通告では、SDKに具体的にどのような問題があったのか明らかにされていないが、企業としてはやはり、法に基づいて適切にSDKを活用することが望ましい。

また、特別取締だけでなく、配車予約サービスプラットフォーム、貨物輸送プラットフォーム、インターネット求人プラットフォームに対するサイバーセキュリティ審査が実施された

「サイバーセキュリティ審査弁法」では、「サイバーセキュリティ審査は、サイバーセキュリティリスクの防止と先進技術の応用促進の組合せ、過程の公正・透明と知的財産権保護の組合せ、事前審査と持続的な監督管理の組合せ、企業の承諾と社会による監督の組合せを堅持し、製品及びサービス並びにデータ取扱活動の安全性、もたらしうる国家安全リスク等の面から審査を行う」と定めている。

サイバーセキュリティ審査が行われたことからは、次のことが窺える。

- ▶ 当局は規制方針を個々のユーザー権益侵害に対する取締から全面的なサイバーセキュリティ環境の整備へと転換しつつある
- ▶ 調査方法が、フロントエンドに対する技術的な検査から、バックエンドも含めた全面的な調査へと転換しつつある



第一段階

「アプリによるユー ザー権益侵害特別取 締業務の展開に関す る通知」(工信部信管 函 [2019]337 号 文) 2019.11.04

処分事由

ユーザー個人情報の違法収集

- 無断収集
- 節囲を逸脱して収集

ユーザー個人情報の違法使用

- 第三者への無断共有
- パーソナライズドプッシュ通知機能の使 用強制

ユーザー権限の不当な要求

- 権限を許可しなければ使わせない
- 権限を頻繁に要求
- 権限を過度に要求

ユーザーアカウントの抹消を妨害

抹消が困難

処罰内容:

是正命令、社会 への公表、アプリ ストアからの削除、 別アプリからの遷 移停止、電気通 信業務経営不良 リスト及び信用失 墜リストへの掲載

第二段階

「アプリによるユー ザー権益侵害特別 取締活動を深く推 進することに関する 通知」(工信部信管 函[2020]164号文) 2020.07.24

処分事由

アプリ、SDKによるユーザーの個人情報の違法取扱

- 個人情報の違法収集
- 節囲を逸脱して収集
- 個人情報の違法使用
- 特定プッシュ通知機能の使用強制

障害の設定、ユーザーへの頻繁な嫌がらせ

- アプリによる強制的、頻繁、過度な権限要求
- アプリの頻繁な自動起動(及びその他の関連 起動)

ユーザーに対する詐欺・誤導的行為

- ユーザーを騙して又は誤導してアプリをダウン ロードさせる
- ユーザーを騙して又は誤導して個人情報を提 供させる

アプリ配信プラットフォーム責任履行不徹底

- アプリ配信プラットフォームにおけるアプリ情報 明示が不十分
- アプリ配信プラットフォームの管理責任の履行 が不徹底

取締対象:

- ロアプリ、SDK、 ミニプログラム ロアプリストア等 のアプリ配信
 - プラットフォー 厶



第三段階

「モバイルインターネットアプリケーションプログラム個人情報保護管理暫定規定」(意見募集稿)

アプリ(第6条、第7条)

事情を把握したうえでの同意、必要最低限

- アプリ開発運営者の義務(第8条)
- アプリ配信プラットフォーム、例えばアプリストア、ウェブサイト(第9条)

6つの義務を規定:アプリが申請する権限リスト、プライバシーポリシーを目立つ場所に表示すること、ユーザーを騙して又は誤導してアプリをダウンロードさせてはならないこと等。

• 第三者SDK (第10条)

5つの義務を規定:プライバシーポリシーを制定及び公開すること、ユーザーの同意なしに又は合理的なビジネスシーンなしに起動、呼び出し、更新等の行為を行ってはならないこと、収集したユーザーの個人情報をユーザーの同意なしに共有・移転してはならないこと等。

- ・ スマートモバイル端末の製造企業、例えば携帯電話メーカー等(第11条) 6つの義務を規定:権限管理の脆弱性を遅滞なく修正すること、アプリ直接起動 と他アプリからのアプリ起動の管理メカニズムを確立すること、ユーザーに自己 起動と他アプリからの起動をオフにする機能オプションを提供することを含む。
- ネットワーク接続サービス提供者、例えばIDCサービス提供者、ISPサービス提供者、CDNサービス提供者(第12条)

2つの義務を規定: 法により違法アプリに対して他アプリからの遷移停止等の必要な措置を講じ、ユーザーの個人情報が侵害され続けることを阻止すること等。





第四段階

工業情報化部によるアプリユーザー権益侵害「振り返り」活動

3回の「振り返り」 で計95のアプリ に対し是正を 通告 七月

2021年 第7次取り締まり

アプリのポップ アップ表示によ るユーザーへ の嫌がらせ問 題 八月

2021年 第8次取り締まり

アプリによる通信記録、位置情報の違法呼び出し、ポップアップ表示によるユーザーへの嫌がらせ等の問題

九月

2021年 第11次取り締まり

アプリによる範囲を逸脱した 権限要求、 ユーザー個人 情報の過度な 収集等の問題

3

要注意事項:

- 1. プライバシーポリシーにおいて、個人情報の取扱い規則をユーザーに告知しなければならない。**アプリのプライバシーポリシーの概要**をユーザーに提供しなければならない。
- 2. ユーザー端末内のアルバム、アドレス帳、位置情報等機密性の高い権限を呼び起こす場合は、ローティングウィンドウ等の適切な方法で、呼び起こしと同時に権限呼び起こしの目的をユーザーに告知しなければならない。
- 3. アプリ起動画面及びポップアップでは、「広告であることを示す表示が見づらい・わかりにくい、閉じるボタンが非常に小さい、誤クリック・タップを誘う、画面全体にわたる画像やビデオ等をジャンプリンクとして使用する」等の違法行為が存在してはならない。
- 4. 収集済み個人情報のリスト及び第三者と共有する個人情報のリストを作成する。

工部事是たラ社度代びりに業は情正めン会を表正方努情追聴命のキ公確事しのめのかる立例い普ののが、制、及や及化、やの談、制、及や及

「情報通信サービス感知向上行活動の展開に関する工業情報化部の通知」(工信部信託函〔2021〕 292号)

情報通信サービス感知向上活動





工業情報化部の一般的な法執行の流れ













5**営業日以内に** 是正しない場合

5**営業日以内に** 是正しない場合

>

40**営業日間は** 再配信不可

工業情報化部による「振り返り」の法執行プロセス

- □ 直接通告+5営業日以内に是正しない場合、アプリストアから削除
- □ 問題が深刻な場合(繰り返し問題が発生している、技術的対抗を行う、求められた是正をしていない場合): 直接アプリストアから削除+行政処罰措置を講じる可能性がある

2021年のアプリに対する是正通告の状況



2021年、工業情報化部は合計1,680のアプリに対して是正通告を行った

ーー主な問題行為ー

個人情報の違法収集

強制的、頻繁、過度な権限要求範囲を逸脱した個人情報収集

個人情報の違法使用

パーソナライズドプッシュ通知機能 の使用を強制

詐欺•誤導的行為

その他

84.29%

28.15%

16.73%

15.83%

13.99%

8.27%

19.29%

*注:1つのアプリに複数の問題行為があることが多い

2021年のアプリ削除の状況



2021年、工業情報化部は合計500以上のアプリをアプリストアから削除した

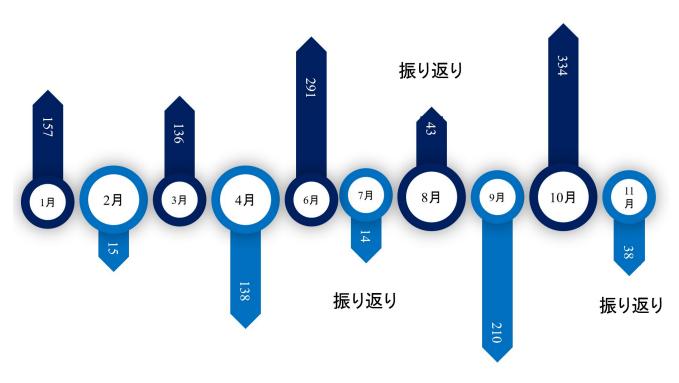


工業情報化部地方通信管理局による 是正通告が活発な地域トップ4

是正通告数 対象アプリ数

	浙江省	5	260	
*	広東省	3	242	
O D	上海市	4	138	
	四川省	4	78	

注:以上は工業情報化部が公表している情報に基づき整理したもの

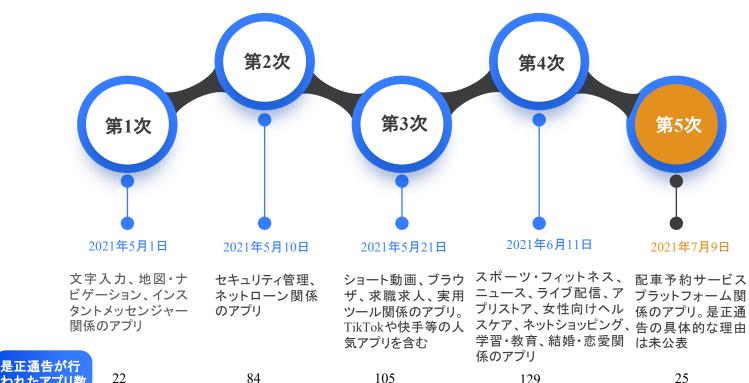


2021年、工業情報化部は11回の是正通告を行った。そのうち3回は先述の「振り返り」であった。



インターネット情報弁公室の法執行の動向

2021年、インターネット情報弁公室は5回にわたり、 合計695のアプリに対する是正通告を行った



われたアプリ数

84

105

129

是正通告が行われたアプリのうち、

55%は必要原則に違反し、提供するサービスと関係のない情報を収集する等の行為があった。

30%はユーザーの同意を取得せずに個人情報を収集・使用していた。

残りの15%には、個人情報を削除・訂正する機能を提供しない、携帯電話のアドレス帳の読取り権限をアプリに与え るようユーザーを誘導し、そうして把握したアドレス帳の連絡先に営業メッセージを送る、収集・使用規則を公表しな い、法律に著しく違反する個人情報の収集・使用等の行為があった。

地方インターネット情報弁公室による是正通告が活発な地域トップ3

	省	対象アプリ数	
	浙江省	260	現時点のデータを プリに対する是正 アプリ運営者の所
	江蘇省	242	する地方インター 弁公室が行うの あることから、浙
T	海南省	18*	省での是正通告だ によって大きな差 ることがわかる。
			i

を見ると、ア E通告は当該 所在地を管轄 一ネット情報 りが一般的で 折江省と江蘇 が多く、地域 差が生じてい

注:以上はインターネット情報弁公室が公表している情報に基づき整理したもの。 ※うち7つはミニプログラム。





インターネット情報弁公室の法執行の動向

地方インターネット 機関による是正通		国家インターネット 情報弁公室による 是正通告数	左記問題行 為があるア プリの割合
180	必要原則に違反し、提供するサービス と関係のない情報を収集する	259	63.17%
147	ユーザーの同意を取得せずに個人情 報を収集・使用する	153	43.17%
213	法律に定める情報を提供していない	30	34.96%
222	個人情報漏えいを引き起こすセキュリ ティホール等が存在する		31.94%
68	法律に基づき個人情報の削除・更新機 能又は苦情申立てルートを提供してい ない	38	15.25%
19	その他	2	3.02%

※1つのアプリに複数の問題行為があることが多い 注:以上は工業情報化部が公表している情報による





その他の特別取締活動

2021年、工業情報 化部、インターネッ ト情報弁公室は複 数の特別取締活動 を実施した

01

2021年5月 カメラによる顔の盗撮に対する集中的な取締 活動

• 国家インターネット情報弁公室及び工業情報化部、公安部、市場監督 管理総局

02

2021年7月 インターネット業界市場秩序特別取締活動

• 工業情報化部:競争秩序のかく乱、ユーザー権益の侵害、データセキュリティを脅か す行為、資格及び資源管理規定の違反等、社会的に注目される問題行為を厳しく取 り締まる

03

2021年8月 モバイルアプリの低俗ポップアップに対する特別 取締

国家インターネット情報弁公室:モバイルアプリにおける低俗ポップアップの 違法プッシュ、過度なプッシュ等、ネット配信秩序かく乱行為を取り締まる

04

2021年9月 情報通信サービス感知向上活動

・ 工業情報化部:3つの方面で、サービスの「5つの最適化」実現 の推進、個人情報保護に関する「2つのリスト」の構築、サービス 能力の「4つの向上」の実現を打ち出す

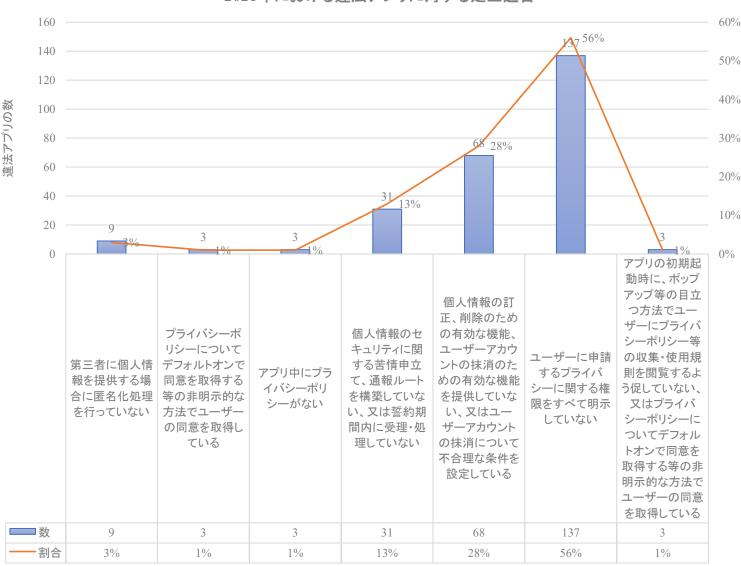






2021年、国家コンピューターウイルス応急処理センターは11回にわたり、 全243のアプリに対して是正通告を行った。

2021年における違法アプリに対する是正通告



■数 ——割合

2021年、中国消費者協会は24のアプリに対して是正通告を行った。

中国消費者協会の調査及び是正通告は、主にアプリにおける アカウントの抹消と自動推薦の拒否の2点をめぐって行われた。





環球法律事務所データコンプライアンスチーム作成

環球法律事務所日本業務チーム編集

著作権等について:本資料に掲載した内容の著作権等の権利は全て環球法律事務所に帰属します。いかなる目的であれ、無断での転載、複製等の行為はご遠慮ください。

免責:本資料は、関連問題に対する環球法律事務所の見解を代表するものではありません。本資料に掲載した内容の全て又は一部の内容に基づき何らかの決定を行い、その結果何らかの損害が発生したとしても、環球法律事務所はかかる損害について一切の責任を負いません。法律その他の専門的なアドバイスが必要な場合は、相応のライセンスを持つ専門家にお問合せください。





執筆者及び日本語編集者の紹介

◆ 執筆者



孟潔 (Maggie Meng) mengjie@glo.com.cn

孟潔弁護士は環球法律事務所北京オフィスのパートナーで、主にネットワークセキュリティ及びデータコンプライアンス、個人情報及びプライバシー保護、電子商取引、ネットワーク法に関する業務を取り扱っています。孟弁護士は、環球法律事務所入所以前、ノキア等のフォーチュン500に選出された多国籍企業や大手法律事務所に10年以上勤務していました。この期間、契約額が1億人民元を超える大規模集団企業入札プロジェクトにリーガルサポートを提供する等、多くの経験を積んでおり、M&A、ベンチャーキャピタル等の分野において豊富な実績を持っています。孟弁護士はTMT分野、特に電気通信、インターネット、人工知能分野の市場参入、規制要件、許認可、データコンプライアンス、広告、及び権利保護について豊富な実務経験を有し、中国、欧州、米国の法規定に基づいたデータコンプライアンス体制の構築についてクライアントにハイクオリティなリーガルサービスを提供しています。

◆ 日本語編集者



劉淑珺 (Shujun Liu) liushujun@glo.com.cn

劉淑珺弁護士は環球法律事務所日本業務チームの責任パートナーであり、独 占禁止法業務チームの主要メンバーでもあります。主要取扱分野は外商投資、 M&A、独占禁止法及び企業コンプライアンスです。劉弁護士は10年以上の執 務経験を有し、日常の渉外企業法務以外に、事業者結合申告、独占禁止法及 び反商業賄賂等に関する政府調査への対応、環境と安全衛生、データセキュリ ティ等の分野のコンプライアンス業務についても豊富な実務経験を有していま す。

劉淑珺弁護士の受賞歴:

- 2021年、LEGALBANDにおいて2021 年度コンプライアンス業務ベスト15に 選出
- 2021年、LEGALBANDにおいて2020年度中国女性弁護士ベスト15に選出
- 2020年、2021年連続でLEGALBANDにおいて独占禁止法及び競争法分 野の特別推薦弁護士に選出
- 2020年、「The Legal 500 Asia-Pacific」においても独占禁止法及び競争法分野の特別推薦弁護士に選出





環球法律事務所の紹介

中国初の法律事務所: 1984年に設立した環球法律事務所(以下「当事務所」という)は、中国改革開放後に初めて設立された法律事務所です。当事務所の前身は中国国際貿易促進委員会が1979年に設立した法律顧問処であり、1984年に司法部の認可を経て、「中国環球法律事務所」に改称しました。

中国で最も優れた大手総合法律事務所の一つ:「グローバルな視野、グローバルなチーム、グローバルレベルの品質を以て、国内外のクライアントにリーガルサービスを提供する」という目標に向かって邁進することで、世界経済が目まぐるしく変わる昨今においても、我々は常に業界の最先端を走り続けています。

専門性・品位ともに優れた弁護士チーム: 当事務所の弁護士はいずれも国内外の一流ロースクールを卒業し、その多くは修士以上の学位を有しています。中には、アメリカ、イギリス、オーストラリア、スイス、ニュージーランド、香港特別行政区等の国や地域の弁護士資格を取得している者もいます。

総合的なワン・ストップ・リーガルサービスを提供: 当事務所は世界各国の様々な業種のクライアントに対して、分野を跨ぐ総合的なワン・ストップ・リーガルサービスを提供しています。当事務所が得意とする分野は、銀行、金融、電気通信、保険、証券、投資、貿易、ライフサイエンス・ヘルスケア、メディア、ハイテク、カルチャー・エンターテインメント・スポーツ等、非常に多岐にわたっています。

クライアント至上のサービス精神: 当事務所は設立以来、40年以上にわたって、優れた法的知見、豊富な実務経験、業務に対する真摯な姿勢及び高いプロフェッショナル・インテグリティを以て、我々の価値を示し、証明することで、国内外のクライアントからの信頼を得てきました。当事務所は今後も、我々が持つ優位性を活かし、国内外のクライアントに、中国国内においてより持続的かつ長期的な成功を収めるためのサポートを提供していきます。





当所の取扱分野



一般企業法務 及びM&A



通信、メディア 及び技術



コンプライアンス及び リスクマネジメント



エンターテインメント 及びスポーツ



エネルギー 及び鉱業



ライフサイエンス 及び医療



対外投資



知的財産権



倒産及び 事業再生



独占禁止及び 競争法



労働及び雇用



バンキング及び ファイナンス



日本業務



不動産及び建 築工事



保険



PE及びVC



国際貿易及び税関



紛争解決



キャピタルマー ケッツ



海商法•海事法



税務



交通運輸



当所の受賞歴(一部)



Client Service Law Firm of the Year – China

Chambers Asia-Pacific Awardsの 2012 年度及び2018年度 ―最もクライアントから評価された中国法律事務所に選出

a asialaw

Client Service Excellence – China

Most favored by Clients Firm of the Year – China

LEGALBAND の2020年度「最もクライアントから評価された中国法律事務所」に選出





当所の受賞歴(一部)

2021 2020 **2** Band 1 practice areas 14 Highly Recommended/ practice areas 29 Lawyer-awards **2** Band 1 practice areas Nomination: Finance Law Firm of the 13 Highly Recommended/ practice areas Chambers 29 Lawyer-awards Nomination: Client Service Award Nomination: Finance Law Firm of the Year Nomination: China Firm of the Year Chambers and Partners 9 Recommended/ practice areas and 14 Lawyer-awards on Global ranking **5** Top tier practice areas 15 Highly Recommended practice areas **3** Top tier practice areas 1 Regional Coverage: Other Notable Firms In 15 Highly Recommended practice areas Shenzhen 72 Lawyer-awards The Legal 500 108 Lawyer-awards Healthcare Law Firm of the Year ASIAN LEGAL Equity Market Deal of the Year BUSINESS **26** Award nominations M&A Deal of the Year Asian Legal Business 28 Award nominations Top tier law firm 9 Recommended practice areas IFLR1000 1 practice area and 3 Lawyers - IFLR 1000 6 Recommended practice areas China Awards 8 nominations - IFLR 1000 China Awards IFLR 1000 3 offices listed on IFLR1000 China Recommended Firm CHINA BUSINESS 海 LAW JOURNAL 法 4 China Business Law Awards 7 China Business Law Awards China Business • 1 Best Overall Law Firms (Beijing) 4 Deals of the Year Law Journal 21 Highly recommended practice areas; 19 Highly recommended practice areas 12 Leading lawyers 3 Asialaw Awards 13 Leading lawyers Asialaw Profiles Client service excellence





当所データコンプライアンスチームの紹介

当事務所は、国内外のデータコンプライアンス分野において豊富な実務経験を有しています。長年にわたって各国のデータ保護法に関する研究及び実務の経験を積んだ当事務所のパートナー弁護士は、アメリカ、EU、インド、ブラジル、ロシア等の国のデータ保護法の翻訳実績のみならず、データ保護・プライバシー保護に関する学術書や論文を数多く執筆しています。同分野において、当事務所は、インターネット、通信、IoT(自動車IoT化等)、メディア・コンテンツ、カルチャー・エンターテイメント、銀行、保険、投資保証会社、フィンテック、ヘルスケア・医薬品、教育、自動車(自動運転)、電気製品、製造業等の幅広い業界におけるアドバイザリー業務の実績を積んでいます。

当事務所のサイバーセキュリティ・データコンプライアンスチームのパートナー弁護士は、10年以上、インハウス・ローヤーとして企業の製品開発・運営コンプライアンス業務に携わった経験を持っています。また、企業内部で法律業務に長期携わった弁護士も数多く擁しています。企業内での業務に対する深い理解により、クライアントのニーズを明確かつ具体的に把握し、実状に応じたカスタマイズされた解決法とサービスを提供しています。

同チームのパートナー弁護士は、様々な法案の検討や基準制定にも参与しており、サイバーセキュリティ・データコンプライアンス分野における法務最前線で活躍しています。また、政府機関とも良好な関係を維持しており、問い合わせ・交渉の経験が豊富にあります。また、技術や広報に特化した外部機構と長期的な戦略的提携を結んでおり、同分野において、専門的な技術サービス及びデータ危機対応管理についての全体的な解決策を提供しています。



*中国のデータコンプライアンス関連情報については、データコンプライアンスチーム独自運営のウィーチャット公式アカウントをご参照ください。



「個人情報保護監督管理要求」 比較分析レポート (データコンプライアンスチーム作成)





データコンプライアンスチームの受賞歴(一部)



Recommended firm in DATA PROTECTION

"The Legal 500 Asia Pacific" 2021

<u> [EĞAL</u> 500

Recommended firm in Regulatory/Compliance

"The Legal 500 Asia Pacific" 2018 - 2020

PROFILES

Highly recommended firm in Compliance

"Asialaw Profiles" 2019 - 2022



Compliance Firm of the Year

"China Business Law Journal"2020



Anti-bribery & Compliance Firm of the Year

"China Business Law Journal" 2019



Highly Recommended firm in Compliance

"LEGALBAND" 2016 - 2020

▶ The Legal 500からの評価

'The team works actively, with high-quality and reliable output.'

'Maggie Meng pays great attention to quality.'

'Maggie Meng's team in Beijing is young, with a broad vision and active thinking. They have a strong curiosity and do serious research on emerging industries and related legal services, and thus explore a unique and effective way of providing legal services.'

'After discovering the blue ocean field of data governance and personal information protection in the lawyer service industry with a keen eye, Maggie Meng works intensively, applies theories widely to practice, actively shares and promotes excellent experience, leads the development of the industry and sets a benchmark.'



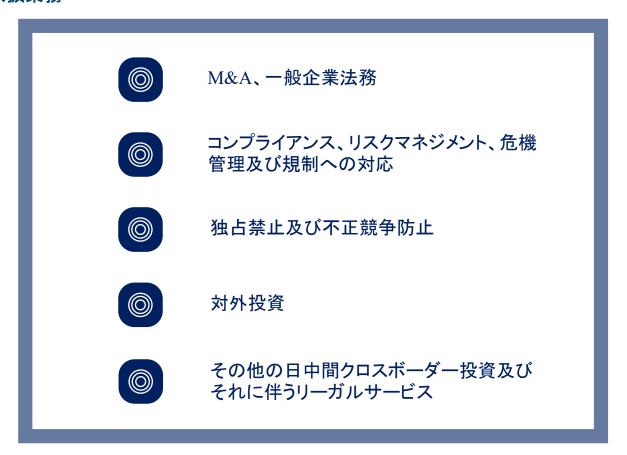


当所日本業務チームの紹介

当事務所では、中国に進出する日系企業及び日本に進出する中国企業に総合的なリーガルサービスを提供する日本業務チームを設置しています。チームリーダーであるパートナー弁護士は、日中間の法律業務に長年従事してきた知識と経験を活かし、日本企業や中国企業の海外展開をサポートしています。チーム構成員の弁護士はいずれも日本の有名大学での留学経験を有しており、高い日本語能力を習得しているのみならず、日中の法制度、商習慣や文化の違いをよく理解しています。

日本業務チームは、クライアント・ファーストを理念とし、常に依頼者側の視点に立った誠実な案件処理を心がけています。国内有数の総合法律事務所の資源的優位性を活用し、所内の各分野、各地域の高い専門性を有する弁護士及び日本の法律事務所と緊密な業務提携関係を結び、ワン・ストップ・サービスのリーガルサービスを提供しています。主なクライアントは、医薬品、TMT、自動車及び自動車パーツ、金融、経営管理、不動産、海運、化学工学、食品、消費財等の幅広い業界における日本及び中国の企業で、高品質で実務的なリーガルサービスを提供することで、多くのクライアントの高い信頼及び評価を得ています。

◆ 取扱業務





当所日本業務チームの紹介

• 当事務所では、日系企業様向けの日本語ニューズレター「環球中国法速報」を 発行しております。



• 2020年3月、当事務所は中国における新たな外商投資環境について体系的に解説を行った「外商投資監督管理新時代実務ガイド」(日本語版)を発行いたしました。また、本ガイドは、中国語版と英語版も作成されています。



ご興味がございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cnまでご連絡いただくか、又は、右のORコードからお申込みください。







北京 〒100025 北京市朝陽区建国路81号 華賀中心1号写字楼15階&20階 Tel: (86 10) 6584 6688 Fax:(86 10) 6584 6666 上海 〒200021 上海市淮海中路999号 環貿広場弁公楼一期35階&36階 Tel: (86 21) 2310 8288 Fax:(86 21) 2310 8299 深セン 〒518052 深セン市南山区深南大道9668号 華潤置地大廈B座27階 Tel: (86 755) 8388 5988 Fax:(86 755) 8388 5987 成都 〒610041 成都市高新区天府大道北段966号 天府国際金融中心11号楼37階 Tel:(86 28)8605 9898 Fax:(86 28)8313 5533

